

合志市人権教育・啓発基本計画

第 3 次改訂版



令和 7 年 3 月改訂

目 次

はじめに

1 基本計画策定の意義について	5
2 基本計画の特性	6
3 人権教育・啓発の定義と目標	7
4 人権教育・啓発の進行方法	8
(1) 人権の重要課題と現状	8
部落差別問題をめぐる人権	9
ハンセン病回復者とその家族の人権	13
水俣病をめぐる人権	16
こどもの人権	19
女性の人権	23
高齢者の人権	26
障がい者の人権	29
インターネットによる人権侵害	32
外国人の人権	35
LGBTQ+ (性的少数者) をめぐる人権	37
HIV (ヒト免疫不全ウイルス) 感染症等をめぐる人権	40
労働者の人権	42
その他の様々な人権課題	43
(ア) 刑を終えて出所した人たちの人権	
(イ) 犯罪被害者等の人権	
(ウ) 難病等をめぐる人権	
(エ) 大規模自然災害と人権	
(オ) アイヌの人々の人権	
(カ) 拉致被害者等の人権	
5 人権教育・啓発の取り組みの方向	47
6 人権教育・啓発施策及び体制	56

※各用語の後ろに(*番号)を記載してある箇所の解説は、P59～P60にまとめています。

はじめに

国内外における人権教育・啓発について

【国外】

昭和 23（1948）年、国際連合（国連）総会において世界人権宣言が採択されました。この宣言は、世界各地の異なる法的・文化的背景を持つ代表者によって起草され、普遍的に保護されるべき基本的人権を初めて規定し、すべての国家と人民に共通の成果基準となる画期的なものでした。

世界人権宣言に基づき、70 以上の人権条約が恒久適用となったほか、国際障害者年・国際婦人年・国際児童年などの国際年が定められ、世界的に存在する様々な人権問題の解決に向けて取り組みがなされてきました。

平成 6（1994）年に国連総会で「人権教育のための国連 10 年」が決議され、世界各国がこれに基づく行動計画を策定し、人権教育を推進してきました。

平成 27（2015）年には国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択され、地球上の「誰一人取り残さない」を目標に、我が国を含む加盟国が積極的に取り組んでいます。

その一方で、世界では今も重大な人権問題が続いています。

世界各地では今も戦争や紛争、内戦が続いており、人々は様々な権利を制約・否定され、生存する権利さえも脅かされています。この他、人種・民族・宗教による差別、児童労働、人身売買、拉致被害などの人権侵害もいまだ解決していません。

【国内】

日本国憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第 11 条）として、人権尊重主義を掲げています。

我が国では、この基本的人権の尊重を中心に据えながら、人権関係の条約締結、国内法の整備、人権週間の設定など、人権に関わる諸制度や施策が推進されてきました。

平成 12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが国及び地方公共団体の責務とされました。

平成 20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」、平成 28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして初めて国が部落差別の存在を明らかにして、その解消の推進を規定した「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定され、差別を解消するための諸施策が打ち出されるようになりました。

しかし国内でも、部落差別問題、こどもや女性、高齢者、障がいのある人、外国人、LGBTQ+（性的少数者）、ハンセン病回復者及びその家族、水俣病患者、HIV 感染者等に関する人権問題などが依然としてあります。

さらに、新型コロナウイルス感染者に対する差別問題が近年起こったほか、インターネットを通じた誹謗中傷やプライバシー侵害などの人権侵害、職場でのパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントなども深刻な問題です。

合志市における人権教育・啓発について

本市は、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題を、基本的人権の侵害に関わる重大な問題として受け止め、それらを解消するため、平成 18（2006）年に「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」を制定し、各機関・団体と連携し取り組みを進めてきました。

「人権」というと「難しい」「堅苦しい」と考えたり、「自分には関係ない」と切り離したりしがちかもしれません。しかし、人権問題は私たちの家庭、学校、地域、職場など身近な日常の中にあり、人権問題で苦しんでいる方々が現におられ、私たち自身にもいつ同じことが起きるか分からない「自分事（じぶんごと）」なのです。

本市は、人権問題の現実から深く学び、あらゆる人権問題解消のために市民の理解と意識向上が得られるよう、様々な手法を用いた人権教育・啓発を推進しています。人権問題に関する人権教育・啓発イベントや、リーフレット・チラシ・市広報紙・市ホームページなどによる啓発、地域に出向いての「人権出前講座」などを実施しています。

21 世紀は「人権の世紀」といわれて四半世紀が経ちますが、今も差別に苦しんでいる方々がいる現実に鑑み、これまでの取り組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業、各機関・団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに連携・協力しながら、人権意識をさらに高めるための取り組みを進める必要があります。国連の S D G s（持続可能な開発目標）についても、本市の現状を踏まえながら、達成に向けて取り組んでいかなければなりません。

令和 2（2020）年 3 月の「合志市人権教育・啓発基本計画」（以下、「基本計画」）の第 2 次改訂から 5 年が経過した中、人権をめぐる社会情勢の変化を捉えるため、令和 5（2023）年 9～10 月に本市在住・18 歳以上の 3,000 人を無作為抽出して「令和 5 年度合志市人権意識に関する市民アンケート調査」（以下「令和 5 年度アンケート調査」）を実施しました。

その結果を基に、人権に関わる法令をはじめ「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び「合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」などを踏まえながら、改めて人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるため、「基本計画」の第 3 次改訂を行いました。

今後も、社会情勢の変化を捉えながら、この計画を基本とした人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権問題の解消に向けて取り組んでいきます。

1 基本計画策定の意義について

(1) 人権に関する現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるためには、本市における人権に関する現状を、行政、学校、企業、各機関・団体及び市民がそれぞれの分野において把握することが重要です。さらに、人権意識の高揚、人権教育・啓発の課題について、共通の認識を持つことが必要です。

(2) 人権教育・啓発の取り組みの方向を示すこと

人権教育・啓発については、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的な取り組みが求められます。それぞれの分野における現状を明確に把握した上で、取り組むべき内容や手法などの方向性を明示することが重要です。

(3) 行政、保育園(所)・幼稚園、学校、企業、各機関・団体、家庭及び地域などに、期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、保育園（所）・幼稚園、学校、企業、各機関・団体、家庭及び地域などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を通して行っていく必要があります。このため、各機関・団体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

2 基本計画の特性

国連が採択した「人権教育のための国連 10 年行動計画」に基づき、行動計画が策定されました。さらに「基本計画」の策定を行い、取り組みを進めてきました。その取り組みを踏まえた「基本計画」は、次の特性を有します。

（１）合志市総合計画（基本構想、基本計画）の個別計画として位置付けられるものです

基本理念：「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」> 将来都市像：「元気・活力・創造のまち」> 横断的課題：「健幸都市こうし」> 政策（基本方針）：「教育の健幸」> 施策：「人権が尊重される社会づくり」と掲げ、具体的な取り組みについて連携し効率的に進めていくための包括的な計画として位置づけます。また、以下の SDG s の理念を掲げて施策を推進していきます。



（２）部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を図る方向性を示すものです

（３）平成 18（2006）年 2 月の 2 町合併と同時に制定された「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」については、令和 2（2022）年に改正された「合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」及び平成 22（2010）年制定の「合志市自治基本条例」、並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえたものです。

（４）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には、『人権教育・啓発の基本理念や国や地方公共団体の責務』を、「合志市自治基本条例」には、自治の基本理念として『人権の尊重』を、そして、「合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」の中には『市の責務』や『市民の責務』を明確に規定しています。

このような理念や責務について、「基本計画」にも的確に反映させています。

3 人権教育・啓発の定義と目標

(1) 人権教育・啓発の定義

人権教育・啓発推進法において、人権教育と人権啓発は第2条で別々に定義されています。人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を指し、一方、人権啓発とは、「市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく認識し、人権を大切にしたい行動ができるようにすること」を目的とし、これを通じて「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義されています。人権教育・啓発を具体的に進めていくためには、以下の側面から幅広く捉えておくことが必要です。

① 人権についての教育

部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する歴史的な事実を正しく伝え、差別や偏見が、意識や行動となって人々の生活の中で、どのような影響を与えるのかということを教える。つまり、人権を知識として身に付けるだけでなく、人間の尊厳を大切にしたい心を十分に育てること。

② 人権としての教育

すべての人にとって教育を受けることが基本的な権利であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して、教育を受ける権利を保障すること。

③ 人権のための教育

人権が尊重される社会の確立を自分たちで目指そうとする積極的な関心・態度の育成と、地域の中のリーダーとなれる人々を育てること。

④ 人権を通じての教育

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にしたい雰囲気を持っていること。

(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、個性が認められることにあると私たちは考えます。具体的には、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差などに関係なく、すべての人が独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重されること。

それぞれが自立し、あらゆる生活分野における処遇や社会参加の機会が保障され、自己実現ができる社会を目指します。さらに、みんなが幸せに安心して生活することができる共同社会を築くことが目標です。これは、「人権の世紀」を迎えている現代日本社会の課題であり、人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体（担い手）を育成する役割を果たします。

4 人権教育・啓発の進め方

（１）人権の重要課題と現状

現在、日本には多くの人権問題が存在しています。本市で行われた令和５年度アンケート調査によれば、こどもの人権、女性の人権、インターネット上での人権、障がい者の人権、高齢者の人権などに対する関心が高いという結果が明らかになりました。

これらの人権問題が生じる背景には、同質性・均一性を重視する傾向や非合理的な因習的意識が存在することや、国際化・情報化・高齢化・少子化などの社会の変化があると考えられます。

様々な人権問題について、正しい知識を身につけ、自分自身の問題として捉え、具体的な行動につなげる積極的な姿勢が求められています。

部落差別問題をめぐる人権

【背景・経緯】

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職時に不利な扱いを受けたりするなど、社会生活上での差別として残る我が国固有の人権問題です。

昭和 40（1965）年に総理府（当時）の附属機関として設置された同和対策審議会は、部落差別問題が人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であると認識しました。その後、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、33 年間にわたり、生活環境の改善、産業の振興、安定した就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められました。さらに、差別意識をなくすための人権教育・啓発の取り組みが行われてきました。

しかし、部落差別は依然として様々な形で現れています。平成 20（2008）年 5 月に改正戸籍法が施行され、戸籍の不正取得を防ぐための新たな制裁措置が導入されました。「あの人は同和地区出身だから…。」「部落出身だから…」などと言われて結婚を妨げられたり、差別的な発言や落書きがされたりするなどの事案もいまだ各地で発生しています。インターネット上の差別的な書き込みなどの事案もまた、依然として深刻です。平成 28（2016）年施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）に基づき国が実施し、令和 2(2020)年に公表された部落差別の実態に係る調査の結果においても、部落差別問題に関する正しい理解が進む一方で、インターネット上で特定の個人や不特定者を対象とする誹謗中傷などの差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場面における差別的取扱いの事案が発生したりするなど、偏見・差別意識がいまだに残っていることや、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかになっています。

【現状・課題】

熊本県では部落差別問題の解決を重要課題と位置づけ、令和 2（2020）年に従来の条例を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

本市では、「合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」に基づき設置された「合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり審議会」によ

り、部落差別問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発のあり方などが審議されています。

また、市内 160 の機関・団体が加盟している合志市人権教育推進協議会では、部落差別問題をはじめ様々な人権問題の解決を目指して、研修会、講演会、学校や地域での人権教育推進、指導者の養成などを実施しています。

合志市人権教育推進協議会が例年 7 月に開催している「合志市人権教育研究大会」では、各部会の基調提案の他、部落差別問題を主題に様々な講師を招いての講演会を行い、今なお続く偏見・差別の深刻な状況や当事者の現状を学ぶことにより、市民の人権意識の向上・浸透を図っています。

しかしながら、近年においても差別落書きや土地差別事象などが県内でも発生しています。今後は、これまで進めてきた人権教育・啓発の成果や課題を検証しながら、「合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」「部落差別解消推進法」「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を具現化するための取り組みを進めていかなければなりません。

【今後の取り組み】

部落差別問題はいまだ解決には至っていません。本市では、法令や条例を周知するとともに、啓発行事の開催、出前講座の実施、啓発リーフレット「えがお」の発行、啓発 DVD の無料貸し出しなどの各種人権啓発活動に取り組んでいます。また、令和 5 年度よりインターネット上の不適切な書き込みなどを定期的に監視（モニタリング）しており、悪質な内容のものを発見したときは、関係機関に連絡し適切な対応に努めています。

～令和 5 年度アンケート調査の結果より～

① 現状について

「部落差別がまだ残っている」と回答した人は 38.2%で、「なくなった、ほぼなくなった」と回答した人は 31.2%でした。差別がなくなったと回答した 289 人は、その理由として「日常で感じることはないから」（88.9%）、「差別的な言葉や行動をとる人が少なくなってきたから」(34.3%)、「就職や職場での不利な扱いがなくなったから」（24.2%）などを挙げました。一方、「差別が残っている」と回答した 353 人は、その理由として「差別的な言葉や行動をとる人がまだ見られるから」（53.3%）、「結婚するときにまだ偏見が残っているから」（31.4%）、「住宅や土地購入等でまだ避ける傾向があるから」（30.6%）などを挙げました。

② 結婚問題について

「こどもがいて、その結婚相手が部落差別を被っている地域の人と分かったらどうするか」を尋ねたところ「ふさわしい人であれば賛成する」が 81.6%、「親としては反対するが、こどもの意見を尊重する」が 9.8%で、回答者の 91.4%が結婚を認める結果となりました。また、未婚者に自分の結婚相手が部落差別を被っている地域の人であった場合の対応を尋ねたところ、「どこの地域の人であろうと自分の意思で結婚する」が 75%、「親が反対しても、根気強く説得し結婚する」が 11.7%と、計 86.7%が結婚すると回答しました。

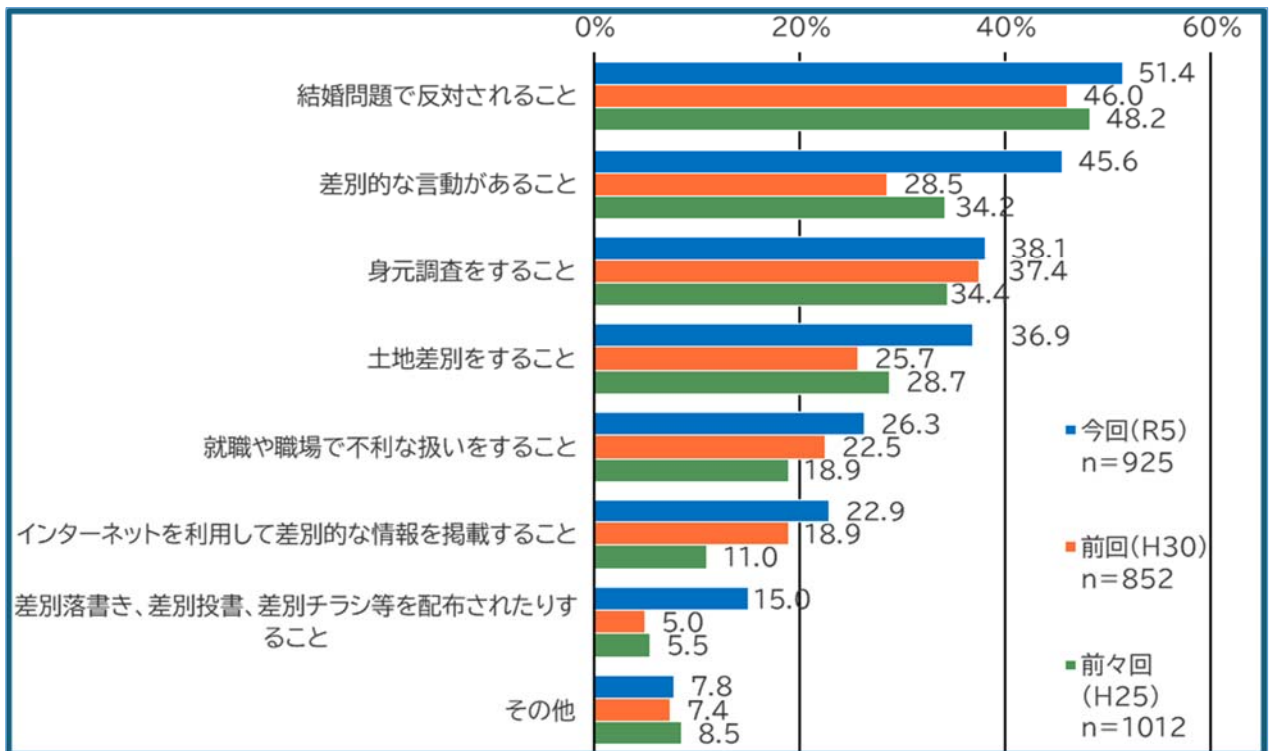
③ 部落差別を被っている地域に住居を取得することについて

「自身の条件が合致すれば問題なく購入する」が 43.2%と最多でした。その一方で、「購入しない」が 14.1%、「周囲にあれば購入しない」が 2.1%見られました。「わからない」は 35.1%でした。前回と選択肢を変更しているために、比較は難しいのですが、さらなる人権教育・啓発を進め、忌避意識を解消していく必要があると考えられます。

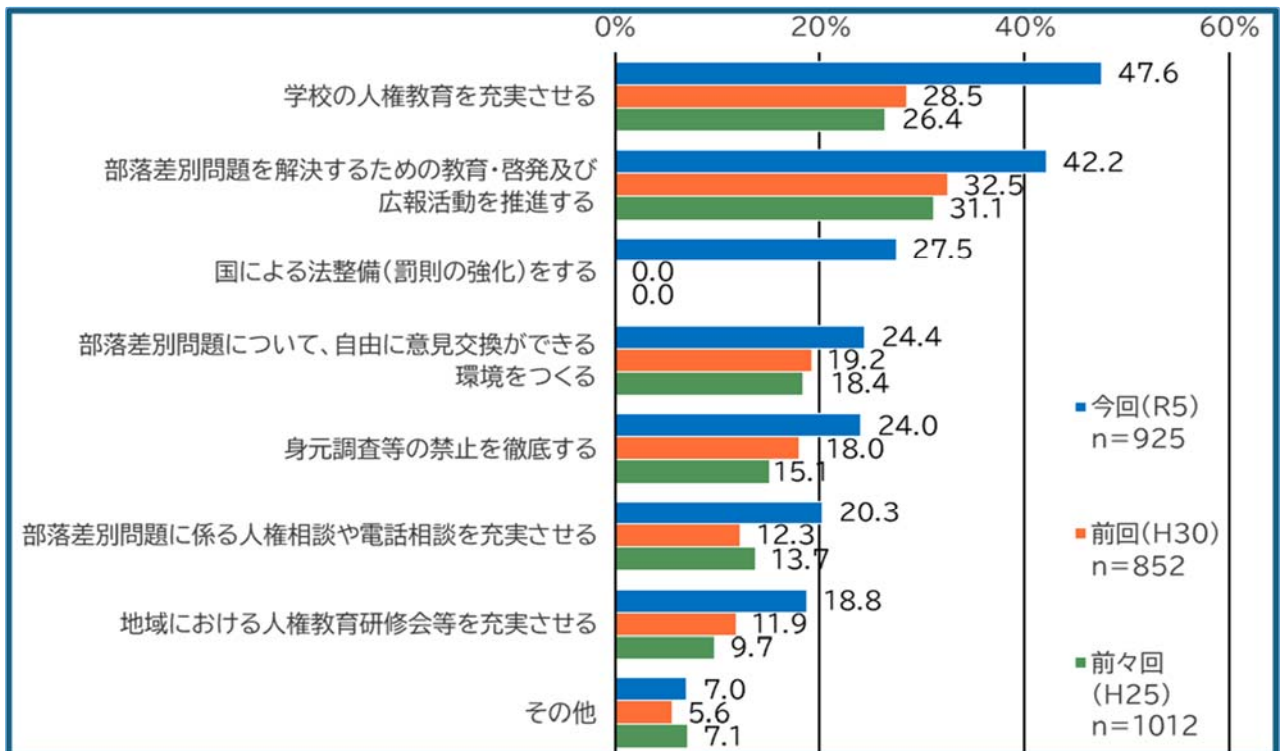
④部落差別問題について「正しく理解するために教育や啓発は必要」が 58.4%（前回 44.1%）でした。一方で、「知らない人まで知ってしまうので、そっとしておく」が 19.4%（前回 24.4%）、「学校では部落差別は扱わない方がよい」が 10.1%（前回 15.0%）、「部落差別はもうなくなっているので話題にしない方がよい」が 7.9%（前回 11.4%）など、いわゆる「寝た子を起こすな」論的な意見は、減少傾向にあるものの、いまだに一定数見られました。

⑤「部落差別問題解決に必要なことは」の問いに対して、「学校の人権教育を充実させる」が 47.6%と最も多く、「部落差別問題を解決するための教育・啓発及び広報活動を推進する」が 42.2%、「国による法整備（罰則の強化）をする」が 27.5%でした。

(部落差別に関し、現在どのような問題が起きていると思いますか)



(部落差別の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか)



ハンセン病回復者とその家族の人権

【背景・経緯】

ハンセン病は、昔は「らい病」と呼ばれ、不治の病と考えられ、顔や手足の後遺症が目立つことから、恐ろしい伝染病と誤解されていました。しかし、ハンセン病の原因となる「らい菌」は感染力が弱く、日常生活では感染することはありません。また、現在では治療法が確立されており、遺伝する病気でもありません。

しかし、明治 40（1907）年に公布された法律「癩（らい） 予防ニ関スル件」と昭和 6（1931）年の「癩予防法」施行により、国が患者を強制的に療養所に入所させる隔離政策が始まりました。昭和 18（1943）年にアメリカで特効薬「新薬プロミン」が認められ、昭和 35（1960）年に世界保健機関が外来治療を勧告したにも関わらず、日本では昭和 28（1953）年に改正「らい予防法」を制定した後も隔離政策が続きました。平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで約 90 年にわたり「強制収容・隔離政策」が続き、病気への差別意識や回復者の後遺症などにより、社会復帰が困難になりました。この政策は、家族に対しても根強い偏見と差別意識を残し、昭和 29（1954）年に菊池恵楓園入所者のこども達に対する「黒髪校事件」が起きたほか、世間の差別から身を守るために患者と縁を切ったり、患者が死亡したと周囲に偽ったりする家族も少なくありませんでした。

病気が治癒しているにもかかわらず、平成 15（2003）年には、菊池恵楓園入所者自治会のハンセン病回復者に対し、県内のあるホテルが宿泊を拒否する事件(*1)がありました。この事件は、正しい知識がまだ浸透していないことを明らかにしました。

平成 20（2008）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、国立療養所の土地及び施設設備を地域に開放することが可能になりました。そして、令和元（2019）年には、ハンセン病家族訴訟に対する国の賠償責任が確定し、ハンセン病回復者やその家族への損失補償、名誉回復などの対応が進められています。

一方で、令和 6（2024）年 3 月に厚生労働省が公表した「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」報告書では、ハンセン病やハンセン病問題に関する知識は社会に十分には浸透しておらずハンセン病に係る偏見差別は現存し、依然として深刻な状況にあると指摘されました。また、同報告書はハンセン病に関する学習・啓発経験が偏見差別の解消・低減につながっていない可能性が示唆されたとも述べており、現在の学習・啓発のあり方に対して様々な角度から検証を行うべきだとされました。

令和 6（2024）年 9 月現在で、全国には 13 の国立療養所と 1 つの私立療養所があり、本市の国立療養所菊池恵楓園には 120 名の方々が生活されています。

【現状・課題】

平成 21（2009）年 10 月策定の「菊池恵楓園将来構想」における社会化の一つとして、菊池恵楓園内の既存施設を利用し平成 24（2012）年 2 月に保育施設「かえでの森こども園」が開所しました。

平成 26（2014）年 8 月には国（厚生労働省）、熊本県、合志市、国立療養所菊池恵楓園(*2)、入所者自治会と共に「国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会」が設立されました。その中で重要な柱として、「土地利用検討」「施設検討」「啓発推進」の 3 つのテーマを設け、入所者の高齢化の課題も含めて、将来構想の実現に向けた取り組みが進められています。

令和 3（2021）年度には菊池医療刑務支所跡地（菊池恵楓園隣接地）に市立合志楓の森小・中学校が開校し、同年度に本市の御代志土地区画整理事業（再開発事業）も始まりました。令和 4（2022）年 5 月には菊池恵楓園歴史資料館がリニューアルオープンしました。同資料館は、菊池恵楓園入所者自治会の方々が構想や企画を手掛け、入所者目線での展示をしています。ハンセン病問題の域を超えて人権啓発の拠点であり、心を励まし生きる力を与える場となっています。毎年 8 月に開催される菊池恵楓園納涼盆踊り大会や文化活動などの場と相まって、地域との交流が進んでいます。

【今後の取り組み】

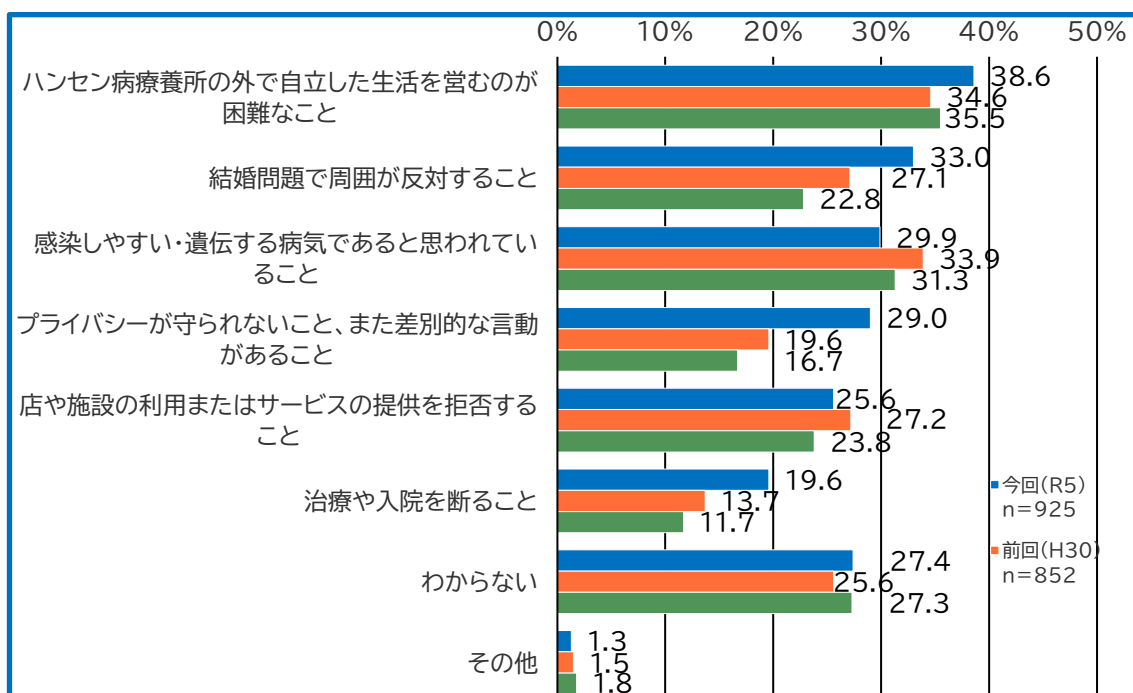
令和 5 年度アンケート調査によれば、「ハンセン病について、正しく理解していると思いますか」という質問に対し、「少しは理解している」を含めた全体の 75.6%が「理解している」と回答しました。これは前回の調査結果とほぼ同じです。また、「市の人権教育・啓発の取り組みの認知」については、「知っている」と回答した人が 67.6%でした。

「菊池恵楓園に行ったことがあるか」という質問に対しては、「ある」と回答した人が 49.7%（前回 25.4%）、「ない」と回答した人も 49.7%（前回 72.2%）でした。新型コロナウイルス感染症の流行により、施設の見学や入所に制限がかかっているにもかかわらず、恵楓園を訪れた人が増えています。これは新たに開設された歴史資料館や学校での研修などが影響していると考えられます。

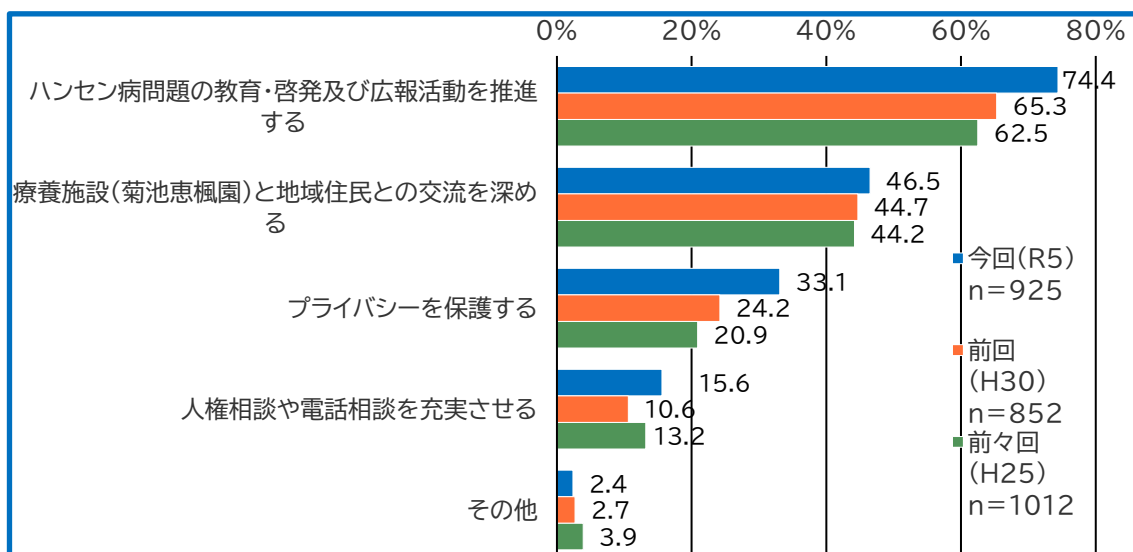
菊池恵楓園を訪れることは、ハンセン病に関する偏見や差別の歴史を深く学ぶために重要です。市内の児童生徒はすべて、学校でハンセン病問題について学ぶこととなっています。今後も関係機関と連携し、園内の歴史資料館を周知するなどして、より多くの市民にハンセン病について正しく理解してもらう機会を増やしていきます。

また、新しく転入した市民への周知も必要です。本市では、ハンセン病問題啓発行事・人権フォーラム in 合志市を毎年 2 月に開催し、多くの市民参加が得られる工夫を行いながら、正しい知識の普及と啓発を進めていきます。

(ハンセン病回復者に関し、どのような人権問題が発生していると思いますか)



(ハンセン病回復者等の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか)



水俣病をめぐる人権

【背景・経緯】

水俣病は、日本の公害の原点とされ、その発生が公式に確認されたのは昭和 31（1956）年のことです。この病気は、水俣市にある「新日本窒素肥料株式会社」（後の「チッソ株式会社」。現在は「JNC 株式会社」に移管）の水俣工場から排出された工場排水に含まれるメチル水銀が原因で発生しました。人々が長い間、メチル水銀に汚染された魚介類を食べ続けた結果、水俣病という公害病が起こったのです。

主な症状としては、手足の感覚が鈍くなる、視野が狭くなる、言葉がはっきりしなくなるなどがありました。重症の患者は、けいれんを起こし意識不明になることもあり、一部の患者は亡くなっています。また、妊娠中の母親が摂取したメチル水銀が胎盤を通じて胎児に影響を及ぼし、生まれつき水俣病の症状を持つ赤ちゃん（胎児性水俣病患者）も存在しました。新潟県でも同様の公害病が発生し、それも水俣病と命名されるほど、この問題は日本全国に広がりました。

公式確認から十数年を経た昭和 44（1969）年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布され、法律による認定制度が始まりました。その後、昭和49（1974）年に「公害健康被害の補償等に関する法律（公害健康被害補償法）」が施行され、現在、同法に基づき被害者の方々の認定業務が行われています。

一方で、水俣病は健康被害だけでなく、偏見や差別を引き起こしました。病気の原因が明らかになる前から、伝染性や遺伝性があると誤解され、患者やその家族、水俣出身者というだけで、差別的な言動を受け、就職や結婚を断られるなどの不当な扱いを受けました。患者認定されると、近所の人から避けられ、買い物の際にはお金を直接受け取ってもらえず、バスに乗っても他の乗客から避けられるなど、日常生活でも差別に直面しました。風評被害により地域の産物が売れなくなり、患者やその家族の生活は厳しさを増しました。身体的な苦痛に加えて、誹謗や中傷などの差別を恐れ、水俣病にかかっていることを隠す人もいました。

【現状・課題】

平成 16（2004）年には、水俣病関西訴訟最高裁判決で、被害の拡大を防ぐことができなかったとして、国と熊本県の責任が確定しました。この判決を受け、国と県は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成 21（2009）年成

立)に基づき、平成 22 (2010) 年から救済の受付を開始しました。この特別措置法は、公害健康被害補償法に基づく水俣病救済者に加えて未認定被害者らに対する新たな救済を行うことを目的としています。平成 23 (2011) 年には、被害者団体と国・県・チツソの間で和解が成立しました。

水俣病問題の解決のために「もやい直しセンター」(*3)がつくられ、地域の再生と住民間の絆を取り戻す活動の拠点となっています。また、「水俣市立水俣病資料館」(*4)や「国立水俣病情報センター」(*5)が設立され、水俣病についての学びを深めるための資料や展示が行われています。資料館では、「語り部」の方から水俣病の歴史や現状、体験に基づく差別の実情について聞くこともできます。

しかし、水俣の出身というだけで特別な目で見られるなど、地域に対する偏見や差別の問題が今もなお存在しています。このような偏見や差別を解消するための取り組みとして、水俣病が伝染病、遺伝病、風土病ではないことや、平成 9 (1997) 年に県が「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切り網も撤去され、昔のきれいな海がよみがえったことなど、水俣病に関する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要です。情報や教訓、発生地域の再生状況などを、引き続き広く発信していく取り組みが必要です。

熊本県教育委員会では、県内の小学 5 年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情報センターでの学習や語り部の方の体験に基づく講話など、現地での学習を通じて、水俣病に対する正しい理解と差別を許さない人づくりを目指す「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。

本市でも、平成 31 (2019) 年 4 月に「学ぼう『水俣病』 考えよう人権」という啓発チラシを作成し、各学校の児童生徒に配布し、現在も教材として使用されています。このような取り組みを踏まえ、「環境立県くまもと」づくりの担い手であるこどもたちが、水俣病の歴史や事実を正しく学び、一度破壊された環境を取り戻すことの難しさや人権への配慮がいかに大切であるかをしっかりと学び取り、住みよい環境づくり、人権を大切にする社会づくりのために積極的に行動し、発信していくことが求められています。

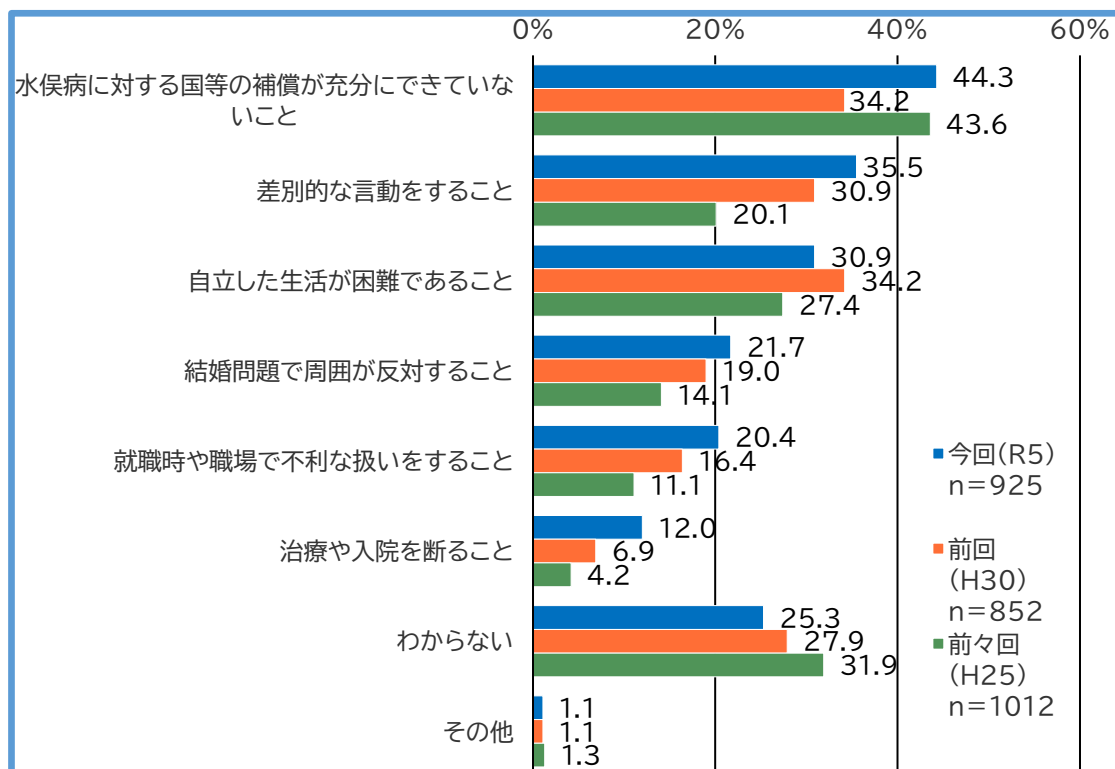
【今後の取り組み】

令和 5 年度アンケート調査では、水俣病をめぐる人権問題について「水俣病に対する国等の補償が十分にできていないこと」が 44.3%（前回 34.2%）、「差別的言動をすること」が 35.5%（前回 30.9%）という結果が出ています。

水俣病についての理解を深めるために、学校などと連携を図り、経緯や今なお苦しんでいる当事者の状況、環境保全の重要性などを幼少期から発達段階に応じて学習することが必要です。これにより、水俣病に対する偏見や差別を解消し、環境保全の重要性を認識し、同じ過ちを二度と繰り返さないようにしなければなりません。

本市では今後も、小学 5 年生の水俣病問題現地学習をはじめ、人権フェスティバルなど市のイベントにおいて児童生徒が水俣病について学んだことを発表するなど、環境問題と併せた人権学習に継続的に取り組んでいきます。また、市民がこのような小中学生の学習成果発表に接する場を設けることで、偏見・差別の解消や環境保全の在り方について、市民全体で考える機会としていきます。

（水俣病患者等の人権上の問題の認知について）



こどもの人権

【背景・経緯】

こどもは、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、こどもは大人よりも人権が侵害されやすい存在です。こども一人ひとりの人権が守られ、健全に成長できる環境を整備することが重要です。

日本国憲法の理念に基づき、国は昭和 22（1947）年に「児童福祉法」を、昭和 26（1951）年には「児童憲章」を制定しました。これらの法律はこどもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を推進するためのものです。また、平成 6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童の最善の利益が主として考慮される」という条約の精神に沿って、平成 10（1998）年に児童福祉法が改正されました。その後、平成 11（1999）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成 12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」、平成 25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」を制定しました。これらの法律はこどもの人権を守るためのものであり、虐待やいじめ、体罰などからこどもを守ることを目的としています。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」も平成 25（2013）年に制定されました。同法は令和 6（2024）年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へ名称変更され、解消すべき「こどもの貧困」について、こども大綱を踏まえて具体化されました。その「基本理念」には、こどもの貧困の解消に向けた対策は「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記しています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待という重大な人権侵害からこどもを守り、こどもが心身ともに健全に成長し、社会で自立できるよう、その後も法改正が行われ、児童虐待防止の強化が図られてきています。令和 4（2022）年に「児童福祉法」の一部改正により「こども家庭センター」が設置されたほか、同年には民法の一部改正により親権者の懲

戒権規定が削除されるなど、体罰やこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止などが盛り込まれました。

また、令和 5（2023）年に施行された「こども基本法」は、こどもたちの人権を保護し、健やかな成長を支えるための基本的な方針を定めた重要な法律です。この法律により、こどもたちの生活や教育、健康を守るための政策や施策が推進され、社会全体がこどもたちの成長を支えることの重要性が認識されるようになりました。私たち一人ひとりが「こども基本法」の精神を理解し、こどもたちの人権を尊重し、こどもたちの成長を支える社会をつくるために、具体的な行動を起こすことが求められています。

しかし、こどもの人権尊重の動きが進む一方で、虐待、いじめ、体罰、性被害など、こどもの人権侵害は年々深刻化しています。親など養育者がこどもを虐待し、死に至らしめるという痛ましい事件が各地で起こっているほか、こどもが被害者となる事件や、覚せい剤や大麻などの薬物乱用、有害情報の氾濫や性的商品化といった、こどもの心身をむしばむ社会現象が見られます。

【現状・課題】

現在、少子化・高齢化・地域における人々のつながりの希薄化などによる社会情勢の変化が顕著に見られます。また、放任・過保護・過干渉などの家庭の教育力低下や、インターネットの普及によるネットいじめ、新型コロナウイルス感染症の流行などに伴う人権侵害など、こどもや子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっています。家庭だけでなく、地域社会、学校、行政、市民など、社会全体でこどもたちを支えることが重要です。

家庭では、育児の不安や経済的な問題、家庭生活でのストレスなどが複雑に絡み合い、児童虐待事案が全国的に多発しており、増加傾向にあります。地域の大人がこどもを見守り、異変に気付いたら児童虐待の通告を行うなど、地域全体でこどもを守る必要があります。

今後も市民に対し、こどもの健全育成や児童虐待防止に関する啓発活動を進め、児童虐待の発生予防・早期発見を図り、児童相談所をはじめとする福祉・医療・教育・警察などの関係機関との連携を強化していきます。

また、本市では児童虐待や DV 防止のために「合志市要保護児童対策及び DV 防止対策等地域協議会」を設置し、こどもの健全育成に関する施策を充実させています。令和 6（2024）年度には、「住み慣れた地域で安心して子育てができ、こどもたちが笑顔で過ご

せるよう、また高齢者や障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくり」を目指し、様々な課題に迅速に対応するために「こども部」を新設し、こどもや子育て家庭への相談支援体制を強化しました。

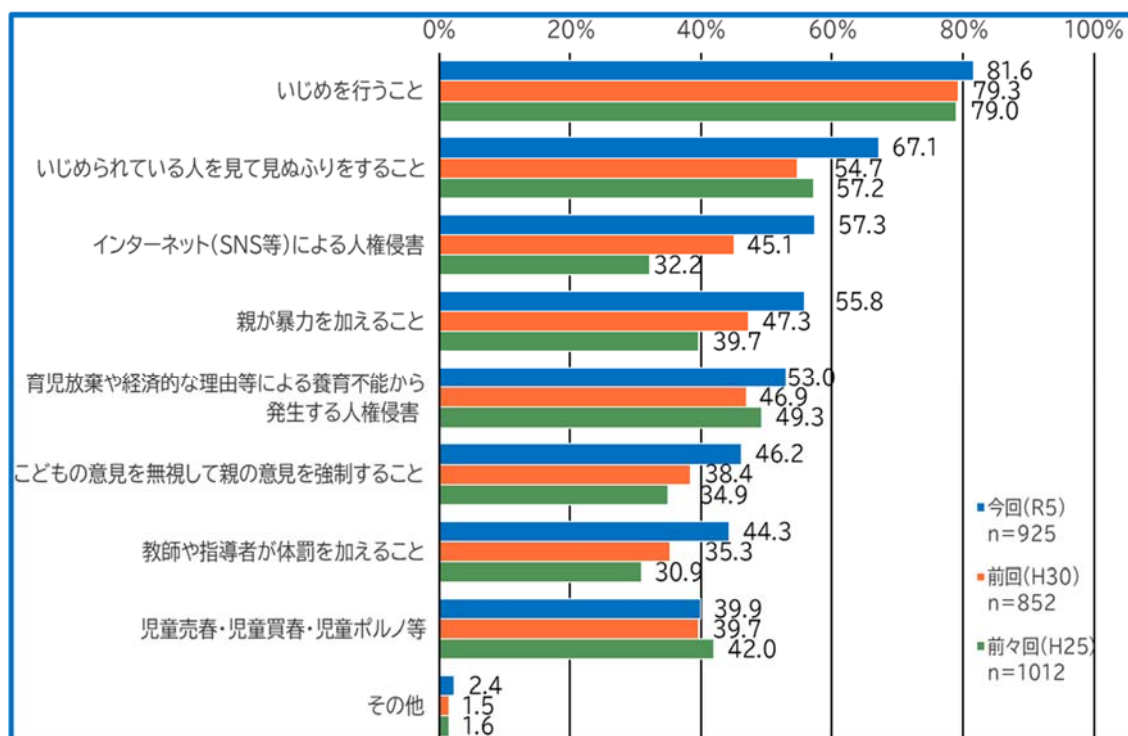
一方で、スマートフォンの普及により、こどもたちが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況が生じています。また、SNS などを通じたネットいじめや性的犯罪の被害も発生し、こどもたちの健全な成長や安全が大きく脅かされています。学校では、いじめや不登校が依然として大きな問題です。

本市では、教職員の研修を実施し、スクールカウンセラーや学校支援アドバイザーを配置し、専門員を派遣するなど、指導・支援体制を充実させています。また、県が年に一度実施する「心のアンケート」を通じていじめの実態を把握し、学校単位でも年に数回いじめに関するアンケートを行い、いじめの未然防止や早期発見に努めています。

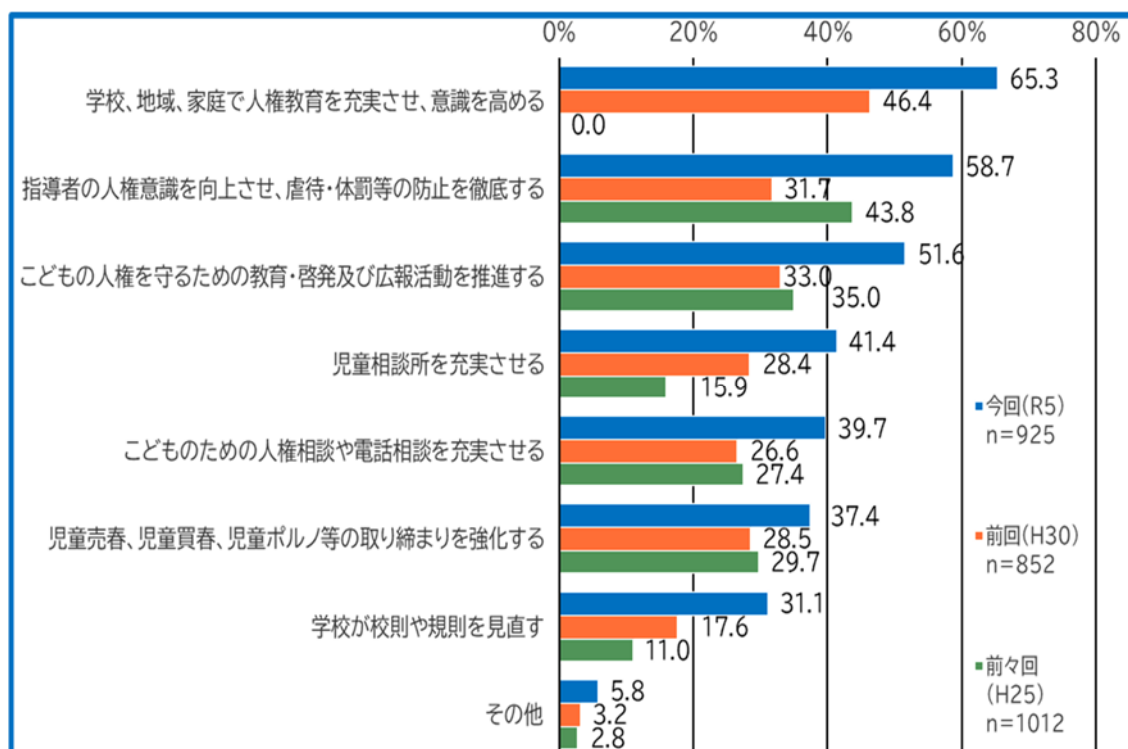
【今後の取り組み】

令和 5 年度アンケート調査によると、最も関心が高い人権問題は「こどもの人権」で、その関心度は 55.1%となっています。児童虐待、いじめ、不登校といった問題に対しては、関係機関と連携を深め、相談体制を充実させて予防や解決を図ります。さらに、こどもの人権を守り、社会的自立を促進するためには、保護者だけでなく、行政、学校、企業、地域社会など、市民全員がそれぞれの役割を果たすことが求められます。本市は、広報紙等における啓発、研修の実施、各種行事における呼びかけなどを通じて、市民に広く「こどもを見守る目」となってもらえるようすすめ、裾野の広い支援体制の構築を目指します。そして、市民が相互に協力し合い、社会全体でこどもの健全な成長を支える体制を強化していきます。

(こどもの人権に関して、どのような問題が発生していると思いますか)



(こどもの人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか)



女性の人権

【背景・経緯】

女性の社会進出が進む一方で、いまだに固定観念による性別役割分担意識が存在し、多くの課題が残されています。女性が自身の能力を最大限に発揮できるようにするためには、行政や企業、地域の各機関や団体における政策や方針決定の場における女性の参画を拡大し、社会の半分を構成する女性の意見を反映させていく必要があります。平成 11

(1999) 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女の共同参画社会形成が国の最重要課題の一つと明記されました。同年「改正男女雇用機会均等法」にセクシュアルハラスメントに関する規定が追加され、平成 18 (2006) 年には間接差別の禁止やセクシュアルハラスメントの防止についての規定が強化されました。

また、平成 12 (2000) 年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成 13 (2001) 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称「DV 防止法」) が制定されました。「DV 防止法」は、平成 16 (2004) 年の改正で、「配偶者からの暴力」の定義が拡大され、平成 19 (2007) 年の改正では、裁判所の「保護命令」の対象が拡大されました。これらの法制度の整備により、女性の人権保護は着実に進んでいますが、DV やストーカー事案、性犯罪など、女性に対する暴力は依然として深刻な問題となっています。また、雇用の場においても、昇格・昇級または役職への登用などの男女間格差が、いまだに多く存在しています。

【現状・課題】

平成 27 (2015) 年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」は、女性の採用や昇進の機会、個性と能力を十分に発揮できる職場環境、職業生活と家庭生活の両立を推進するものでした。熊本県では、平成 13

(2001) 年に「熊本県男女共同参画計画－ハーモニープランくまもと 21－」を制定し、平成 14 (2002) 年から「熊本県男女共同参画推進条例」が施行されました。

本市は、男女共同参画に関する意識調査や行動計画を基に「合志市男女共同参画推進行動計画」(パートナーシッププランこうし) を策定し、合志市男女共同参画まちづくり条例を制定、合志市男女共同参画都市の宣言を行いました。令和 2 (2020) 年には市の部長級以上職員による「よかボス宣言」、令和 3 (2021) 年度は「合志市特定事業主行動計画」を策定し、また同年度には、市における「女性職員の活躍の推進に関する特定

事業主行動計画」も改訂し、すべての職員の仕事と子育ての両立および女性職員の活躍、併せて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指しています。

しかし、法の下で女性の人権を守る制度が整備され、社会のあらゆる分野で活躍する女性が増えてきた一方で、日本の伝統的な社会的、文化的背景からくる就業環境の問題、家事や育児・介護などの家庭内での負担、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの課題も依然として残っています。

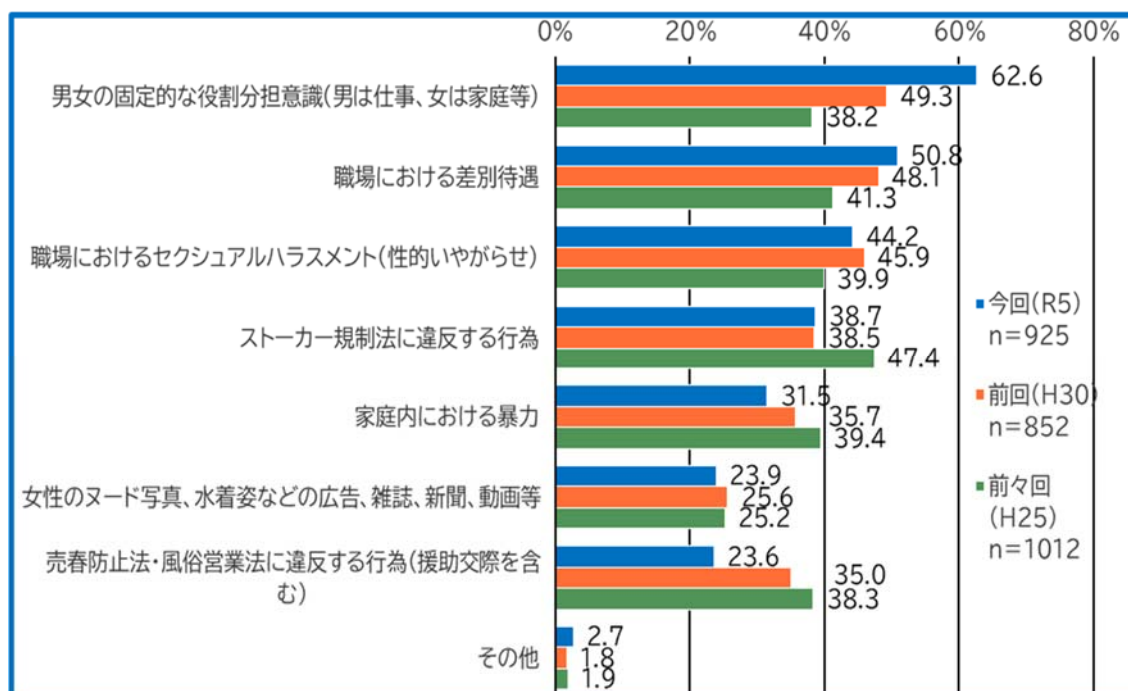
【今後の取り組み】

令和 5 年度アンケート調査では、女性の人権に対する関心が 50.1%（前回 41.4%）あり、こどもの人権の次に高くなっています。女性の人権について問題があるものとしては「男女の固定的な役割分担意識」が 62.6%（前回 49.3%）、「職場における差別待遇」が 50.8%（前回 48.1%）、「職場におけるセクシュアルハラスメント」が 44.2%（45.9%）で、上位 4 項目の合計は前回より 10.3%高くなっています。

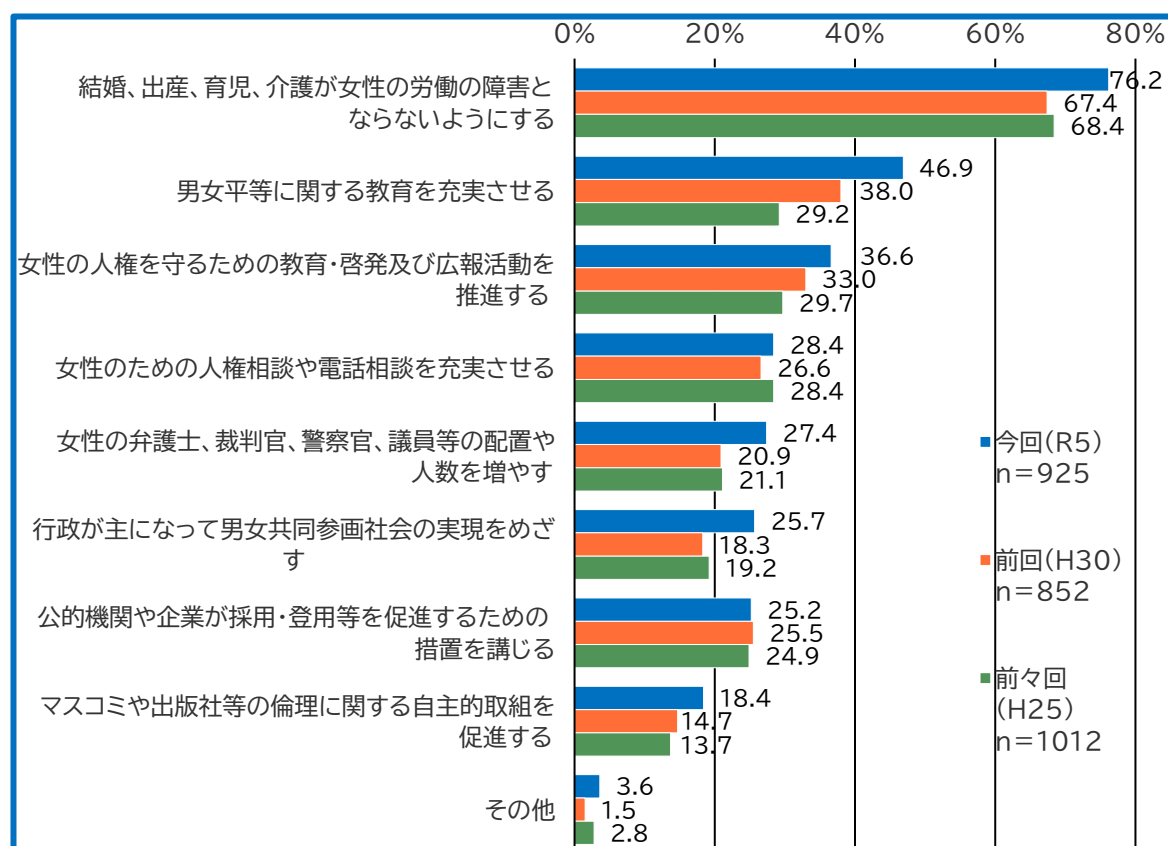
また、「女性の人権を守るために必要なことは何か」に対して、「結婚、出産、介護が女性の労働継続の障害とならない環境の整備」が 76.2%（前回 67.4%）、「男女平等に関する教育を充実させる」が 46.9%（前回 38.0%）でした。男女が共に責任を担い、特に育児や介護については社会全体で支援し、その負担を分かち合っていく必要があります。さらに、出産、育児、子育てなどを終えた人の現場復帰が支障なくできるような社会の環境整備や、一人で悩むことなく相談しやすい体制の充実を図る必要があります。

男女がともに協働していく男女共同参画社会を実現するために、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解消し、男性も女性もそれぞれが、その能力を十分発揮できるよう、様々な分野において総合的かつ長期的な視点に立って取り組み、すべての人が仕事、家庭、地域社会に参画し、生き生きと暮らせる合志市とするために今後も啓発活動を推進していきます。具体的には、男女共同参画や LGBTQ+ など多様性や性差別問題を主題にした「気づきうなずきフェスティバル」を例年開催し、市民へ幅広く啓発を行うとともに、学校における教育の推進を図っていきます。併せて、市人権教育推進協議会 企業部会などにおける研修や、出前講座などを積極的に行い、職場における教育啓発を推進します。また、関係機関と連携した相談窓口の充実、被害者支援、保護体制の構築も進めます。

(女性の人権に関して、どのような問題が発生していると思いますか)



(女性の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか)



高齢者の人権

【背景・経緯】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。この傾向は今後も止まらず、令和22（2040）年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。このような中、介護者などによる身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

平成7（1995）年に国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8（1996）年には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました（現行の大綱は平成30（2018）年に閣議決定）。

また、高齢者の尊厳を守るため、平成18（2006）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。さらに平成30（2018）年には、障害の有無、年齢などにかかわらず、国民一人ひとりが、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んじられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現に向けて、「ユニバーサル社会（*6）の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて、ユニバーサル社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

令和元（2019）年に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策が推進されています。

【現状・課題】

現在、高齢者を取り巻く問題は依然として大きな社会問題となっています。介護や財産管理、遺産相続に関するトラブルが後を絶たず、寝たきりや認知症の高齢者が虐待されるケースや、身体能力や判断能力が低下した高齢者が金銭搾取・振り込め詐欺、悪質商法による違法な契約、押し込み強盗などの被害者となる事例が見受けられます。

また、大地震や台風、集中豪雨などの自然災害が各地で頻発する中、避難行動が困難な高齢者への対応が求められています。さらに、高齢者による逆走やブレーキの踏み間違いによる交通事故も問題となっており、安全運転の啓発とともに、運転免許の自主返納を促す社会的な動きが高まっています。その一方で、返納者に対する人権を尊重した支援も必要とされています。

【今後の取り組み】

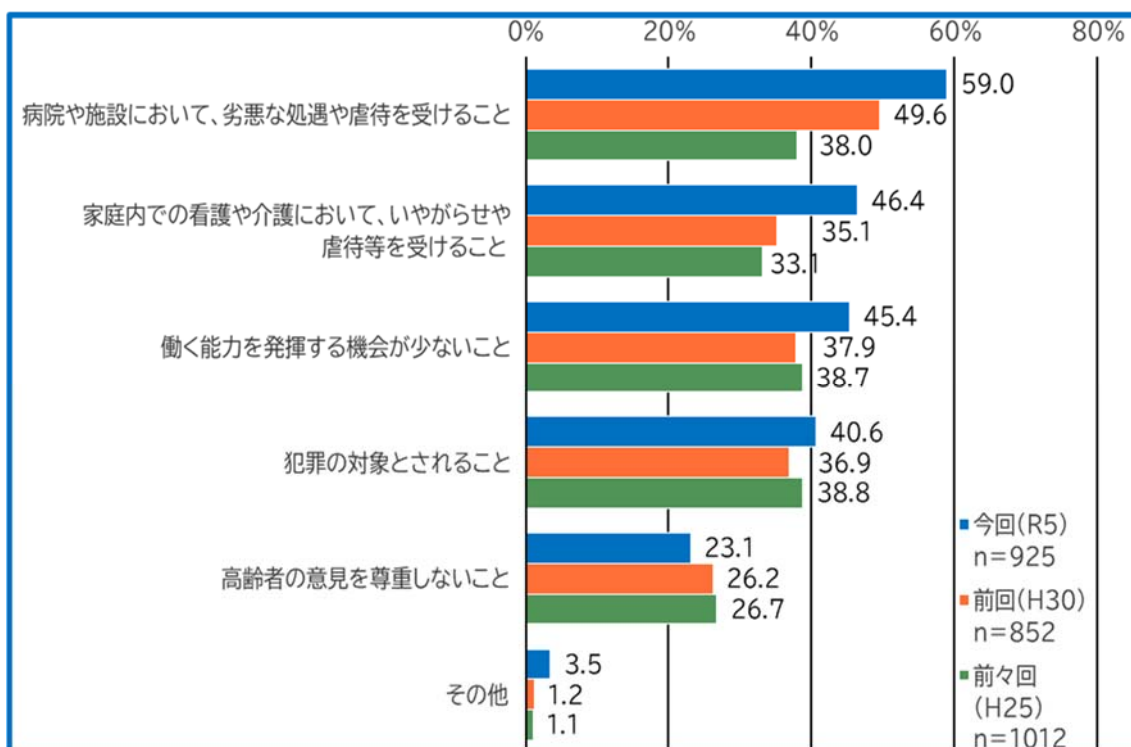
本市は他の自治体と比べて高齢化率が比較的低いのですが、令和 5 年度アンケート調査では、「高齢者の人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことだと思いますか」という質問に対して、「病院や施設での劣悪な処遇や虐待」が 59.0%（前回 46.9%）、「家庭内での看護や介護におけるいじめや虐待」が 46.4%という結果が出ました。これらの数字は、平成 25（2013）年度の調査と比較して高くなっています。高齢者人口が増加するにつれ、これらの問題はさらに増大すると予想されます。

高齢者が他の世代と協働し、社会参加を通じて充実した人生を送るためには、生涯学習の充実や社会参加の機会の拡大に向けた環境づくりや仕組みづくりを一層進める必要があります。そのため、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、就労支援の施策やボランティア活動など社会参加のきっかけとなる事業の充実を図ることが今後の課題となります。

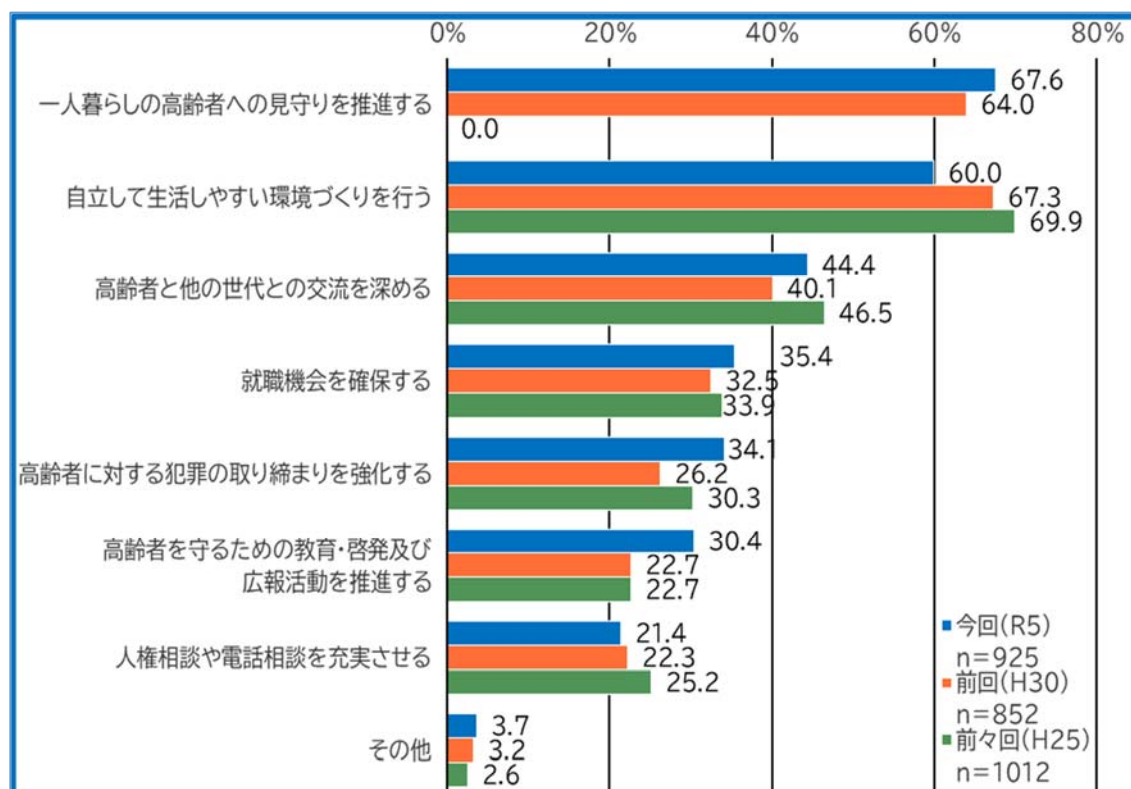
本市では「合志市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、必要なサービスを提供するためのシステムを整備しています。認知症サポーターの養成や地域支援体制の構築、高齢者がシルバー人材センターなどに登録することにより、個々の能力を発揮する機会を提供することで、周囲が高齢者に対する誤った先入観や固定観念を持たないよう取り組んでいます。

本市では、すべての高齢者が人間として尊重され、社会を支える重要な一員として、生きがいを持ちながら主体的に社会参加できるよう、人権教育と啓発活動をさらに進めていきます。高齢者が集う各種の会合や施設での人権啓発講座を実施するほか、高齢者の担当部署や民生児童委員、介護施設などの関係機関・団体と連携し、人権を尊重する取り組みを継続していきます。

(高齢者の人権に関して、どのような問題が発生していると思いますか)



(高齢者の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか)



障がい者の人権

【背景・経緯】

昭和 50（1975）年に国連が「障害者の権利宣言」を採択し、障がい者の社会への完全参加と平等の確保を各国に呼びかけました。その後、昭和 58（1983）年に国連が「国際障害者年」を設け、「ノーマライゼーション」(*7)や「リハビリテーション」(*8)の理念が広まり、障がい者の社会参加や生活条件の向上が進められました。そして、平成 18（2006）年には国連で「障害者権利条約」が採択されました。

国内では、平成 5（1993）年に「障害者基本法」が制定され、障がいを理由とする差別の禁止が規定されました。その後、平成 19（2007）年に日本は「障害者権利条約」に署名し、批准に必要な法整備が進められ、平成 26（2014）年に批准しました。また、平成 18（2006）年には「障害者自立支援法」が施行され、障がいがあっても地域で安心して暮らせる社会の構築のため、就労支援強化や地域移行推進の取り組みが進められました。障害者自立支援法は平成 25（2013）年に「障害者総合支援法」へ改正され、この流れはさらに強化されました。

近年では、平成 28（2016）年に「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体などに合理的配慮を提供することが義務づけられました。さらに、民間事業者においても合理的配慮の提供について努力義務が規定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することとされました。

教育面では、「学校教育法」が一部改正され、平成 19（2007）年に「特別支援教育」が始まりました。障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人が活躍できる共生社会の基礎となる特別支援教育の推進が進められています。

なお、令和 3（2021）年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されたほか、令和 4（2022）年には障がいの有無にかかわらず、様々な形で情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション」(*9)施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護にむけた法整備も進められています。

【現状・課題】

障がい者の自立生活や就職機会の確保に向けた取り組みが進展するにつれ、障がいのある人となない人が共生する場面が増加するのは必至です。これは地域、学校、職場などの日常生活の様々な場面や災害発生時において、障がい者への配慮と理解や認識が求められることを意味します。

令和 5 年度アンケート調査によれば、障がい者の人権への関心は高く、38.3%（前回 43.5%）の人が関心のある課題と回答しました。障がい者の人権に関する問題については、「障がい者に対する理解が足りないこと」が 68.0%（前回 64.9%）、「就職や職場で不利な扱いをされること」が 62.3%（前回 58.8%）、「差別的な言動を受けること」が 61.5%（前回 53.4%）となっています。

障がい者の人権を守るために必要なこととしては、「自立して生活ができる生活環境を整える」が 71.7%と最も高く、「就職の機会を確保する」59.1%、「障がいのある人となない人との交流を促進する」が 43.0%となっています。

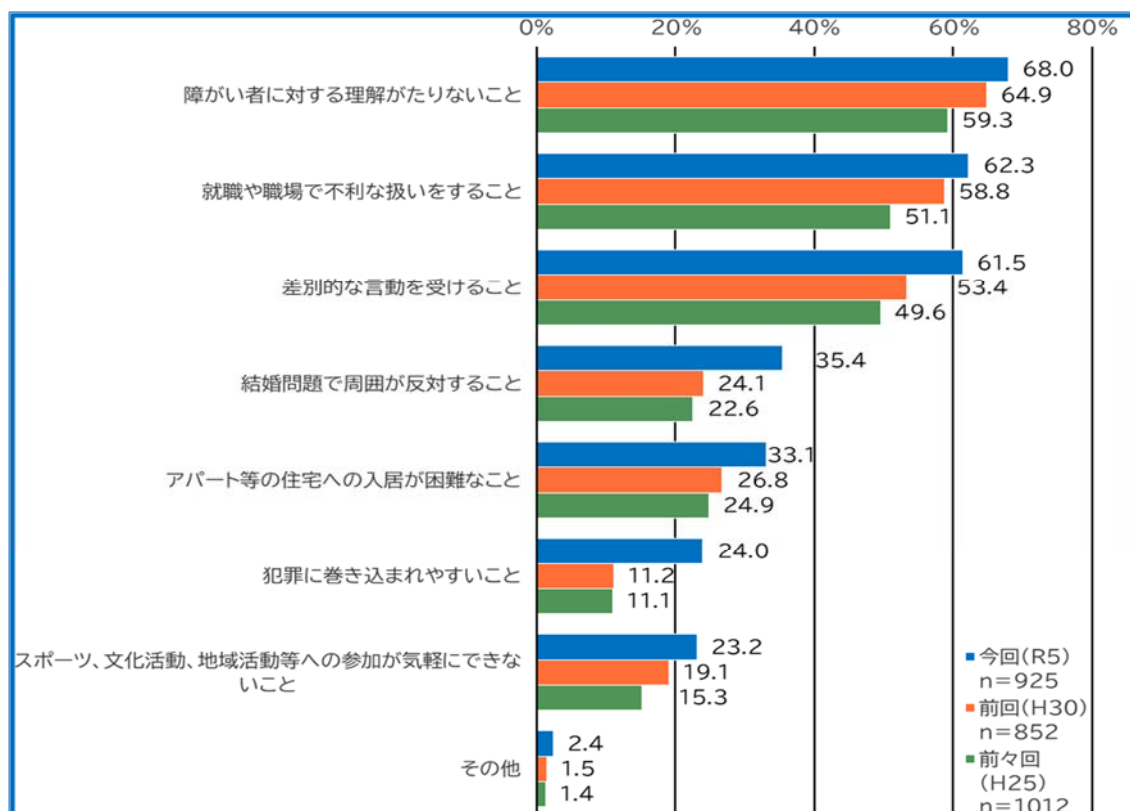
この結果から、障がい者が自立した生活を送るための支援や相談体制等の充実のほか、偏見や無知、無理解を低減・解消するための人権教育・啓発の工夫が必要と考えられます。

【今後の取り組み】

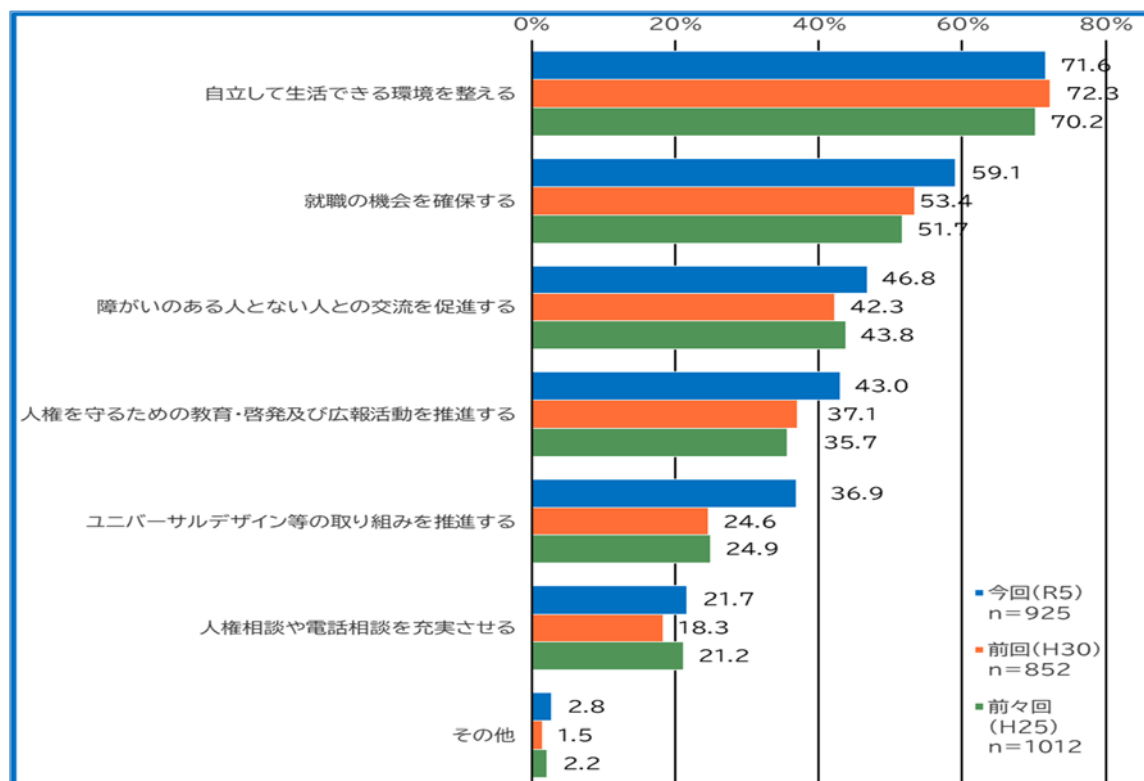
本市では、法整備とそれに伴う障がい者の生活環境の変化に対応するため、「第 3 期合志市障がい者計画」の評価と分析、アンケート調査結果を基に、「第 4 期合志市障がい者計画」を令和 6（2024）年度に策定しました。この計画は、「障がいのある人もない人もともに生き、支え合うまち こうし」という基本的な考え方に基づき、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる取り組みの一層の推進に向けた施策を打ち出しています。

一方で、人権教育・啓発の面では、すべての人が障がい者について十分な理解を持つことで、差別的な言動を防ぐための取り組みが必要です。そのため、本市では、啓発イベントにおいて市内 3 つの特別支援学校の生徒作品を展示したり、障がい者の体験談を主題とした講演会を開催したりして、「他人事ではなく、誰でもいつでもなりうる自分事」として理解を深める啓発活動を行っています。

(障がい者の人権に関して、どのような問題が発生していると思いますか)



(障がい者の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか)



インターネットによる人権侵害

【背景・経緯】

総務省「令和 6（2024）年版情報通信白書」によれば、令和 5（2023）年の国内のインターネット利用率は 86.2%に達しています。インターネットは、国境を越えた自由なコミュニケーションが可能で、膨大な量の情報を簡単に利用でき、大変利便性が高いものです。しかし他方で、差別的な書き込み、個人情報の不正な取り扱い、信用情報の流出、出会い系サイトに関するトラブル、児童ポルノの流通、青少年に有害なサイトの氾濫、誹謗中傷などの問題も引き起こしています。

国は平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行しました。これにより、インターネットなどによる情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任範囲や、被害者がプロバイダやサーバー管理者などに対して、発信者情報の開示を請求する権利が定められました。

平成 15（2003）年には「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行され、平成 20（2008）年に一部改正されました。これにより、出会い系サイトの利用に起因する児童買春やその他の犯罪から児童を保護するための取り組みが強化されました。

さらに平成 21（2009）年、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、平成 30（2018）年より改正法が施行されました。この法律は、保護者が 18 歳未満の者に携帯端末機などを使用させる場合に回線提供事業者への申告を行うこと、民間による自主的、主体的な取り組みを尊重すること、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、フィルタリングサービスの活用により有害情報の閲覧を制限することを基本理念としています。

そして、令和 2（2020）年には「プロバイダ責任制限法」が、令和 4（2022）年には侮辱罪がそれぞれ改正されたことにより、誹謗中傷や名誉毀損に対する法的措置や罰則が強化され、より厳格な対応が可能になりました。

【現状・課題】

インターネットでは、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷・名誉毀損・プライバシー侵害、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などにおけるネットいじめ、特定の民

族・国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）、部落差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

また、児童ポルノやリベンジポルノは、画像がいったんインターネット上に流出すればコピーが転々と流通し、回収が極めて困難となり、被害者は将来にわたって長く苦しむことになるなど、重大な人権侵害です。

さらに、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの事案も発生しています。

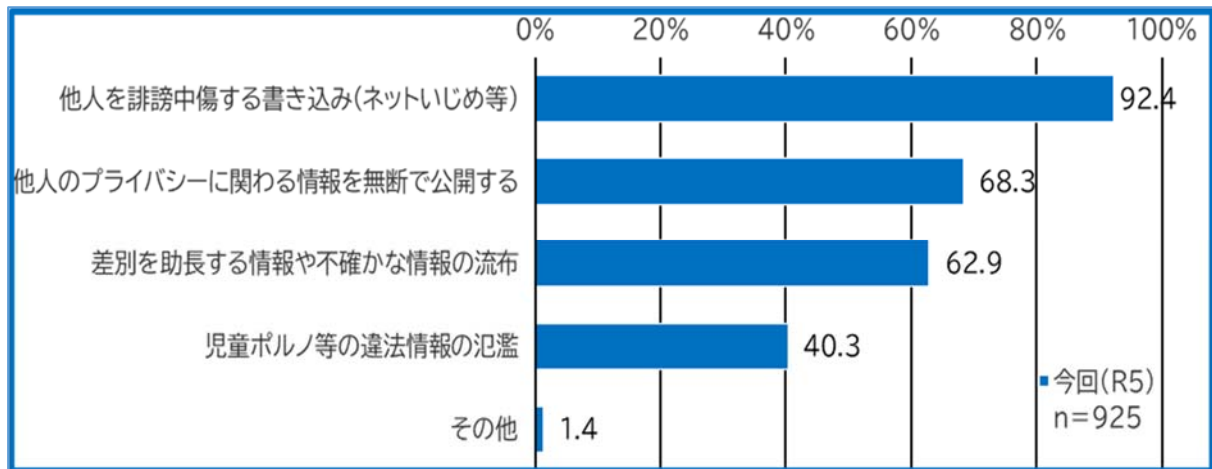
令和 5 年度アンケート調査では、「インターネットに関して、どのような人権問題が発生していると思いますか」という質問に対し、「他人を誹謗中傷する書き込み」が 92.4%と非常に多く、次いで「他人のプライバシーに関わる情報を無断で公開する」が 68.3%、「差別を助長する情報や不確かな情報の流布」が 62.9%、「児童ポルノ等の違法情報の氾濫」が 40.3%でした。また、「インターネットによる人権侵害をなくすために必要なことは何だと思いますか」という質問に対し、「法を整備し、取締りと罰則を強化する」が 85.4%と最も多く、次いで「学校等でインターネット教育を充実させる」が 61.9%、「人権相談や電話相談を充実させる」が 39.2%、「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実させる」が 17.9%となりました。

【今後の取り組み】

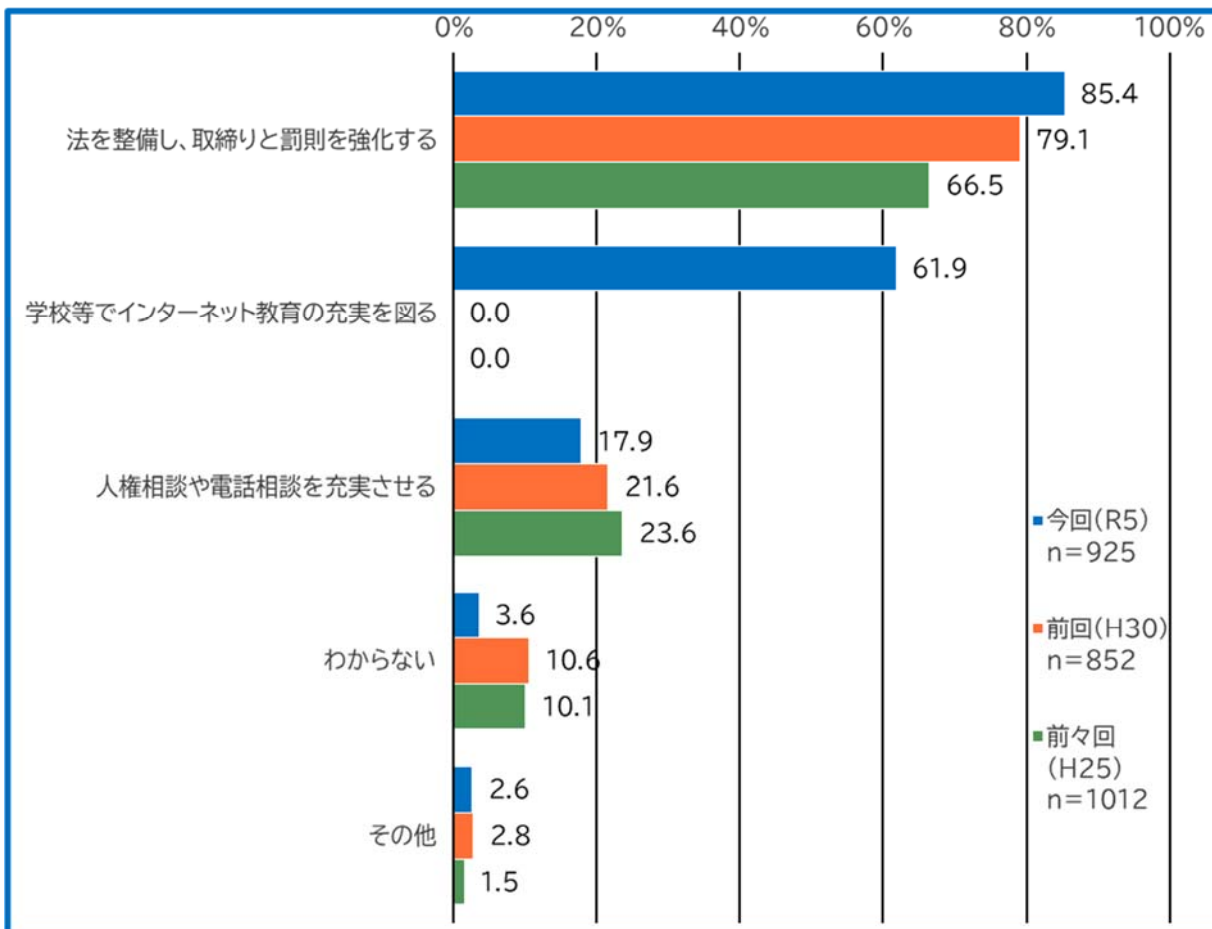
本市では、学校現場において情報モラルに関する研修を実施し、教職員の意識と資質を向上させるとともに、家庭と連携して、こどもの年齢や発達段階に応じた情報教育を推進しています。さらに、モニタリングを通じて差別的な書き込みがないかを監視し、早期に発見し報告することで、被害者を出さないように対策を講じています。また、令和 5（2023）年に人権教育推進協議会社会教育部会で、インターネットの問題を主題に大手通信会社や警察署から講師を招いて講演会を実施しています。

今後も、インターネットを利用するすべての人が情報モラルを正しく理解し、認識を深めることを目指し、学校教育現場や社会教育の分野での啓発活動を推進していきます。また、人権問題が発生しないような情報活用能力を高めるための取り組みも進めていきます。

(インターネットに関して、どのような人権問題が発生していると思いますか)



(インターネットでの人権侵害をなくすためにどのようなことが必要だと思いますか)



外国人の人権

【背景・経緯】

近年、交通輸送や情報通信機器の技術革新が進むにつれ、経済、物流、文化、情報などのあらゆる分野において国際化の進展が目覚ましいものがあります。これに伴って、日本に在住したり訪問したりする外国人が増加しています。しかし、言語や文化、習慣の違いから、就労差別や入居・入店拒否など、日常生活において様々な人権問題が発生しています。

熊本地震の際、インターネット上に外国人に対する差別的なデマが投稿され拡散されました。特定の民族や国籍の人々を誹謗中傷したり、排斥したりする言動（ヘイトスピーチ）が社会的問題となる中、外国人に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であり、その解消に向けた取り組みを推進することを目的として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成 28（2016）年に施行されました。

【現状・課題】

国は外国人受け入れ制度の見直しを行い、新しい「在留資格」が設けられた改正出入国管理法が平成 31（2019）年に施行されました。これに伴い、今後ますます外国人労働者が増えると予想されます。本市における在留外国人数は平成 26（2014）年 3 月末現在で 162 人でしたが、令和 6（2024）年 3 月末現在では 585 人と、10 年間で 3.6 倍に増加しました。外国人の割合が高い自治体では、文化・生活習慣・肌の色・言葉や宗教などの違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の場において様々な軋轢が生じ、外国人に対する偏見・差別が生まれ、人権侵害が起きている例もあります。県内でも偏見による不適切な言葉をかけられるなどの事案が発生しています。

すべての市民が差別意識の解消に向け、お互いの人権を尊重し、異なる文化や言葉を理解し、認め合うことが大切であり、そのための取り組みが必要です。また、帰国子女や外国にルーツを持つ子どもなどで、日本語がうまく理解できない子どもについては、日頃のコミュニケーションだけでなく、学校の授業をしっかりと理解できるだけの日本語の習得や、進学のための学習支援が必要です。

令和 5 年度アンケート調査では、外国人の人権が尊重されていると回答した人の割合は 24.9%、尊重されていないと感じている人の割合は 17.5%でした。なお、尊重されていないと感じる人のうち 69.1%は、そのように感じる点として「地域社会の受入れが十分でない」を挙げまし

た。また、外国人に関心がある人の割合は、14.7%（前は11.5%）でした。大手海外企業が近隣町に進出したことで、今後ますます外国人の数が増えることが予想されています。

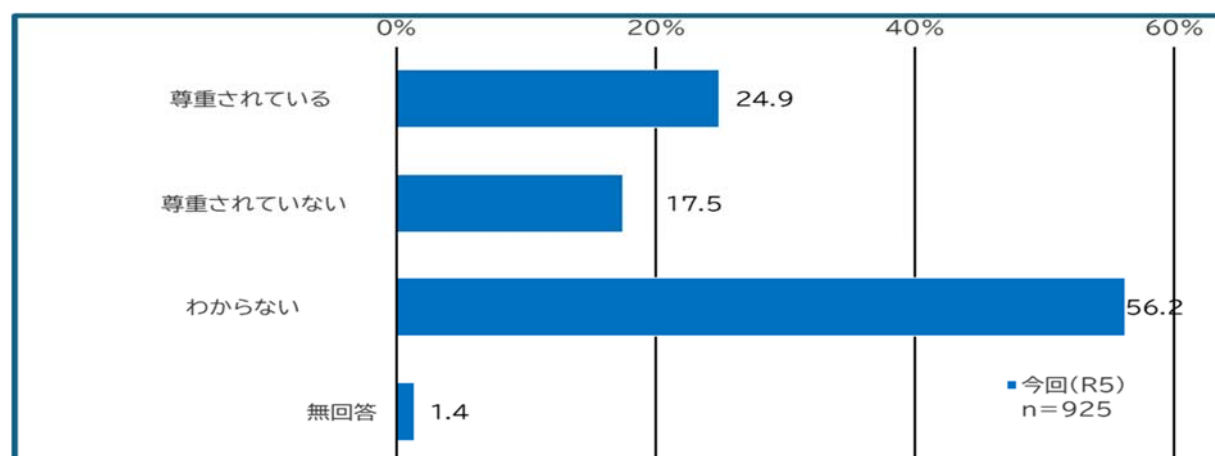
【今後の取り組み】

人口減少が進む我が国にとって国際化が不可避である中、新しい文化を導入し、豊かで活力ある社会を生み出すためには、外国人（就労のために本市に多数居住している実習生を含む）が安心して生活できるようにする必要があります。異なる言語・宗教・価値観を持つ人々が同じ地域で生活するためには、互いの文化や習慣を理解する機会をつくり、外国人を支援する地域の輪をつくり、広げることが重要です。また、外国にルーツを持つ子どもたちやその家族に対するきめ細かな支援活動を学校や関係機関と連携して継続しなければなりません。災害時などの非常時には、弱者となりやすい外国人の安全を考慮することも必要です。

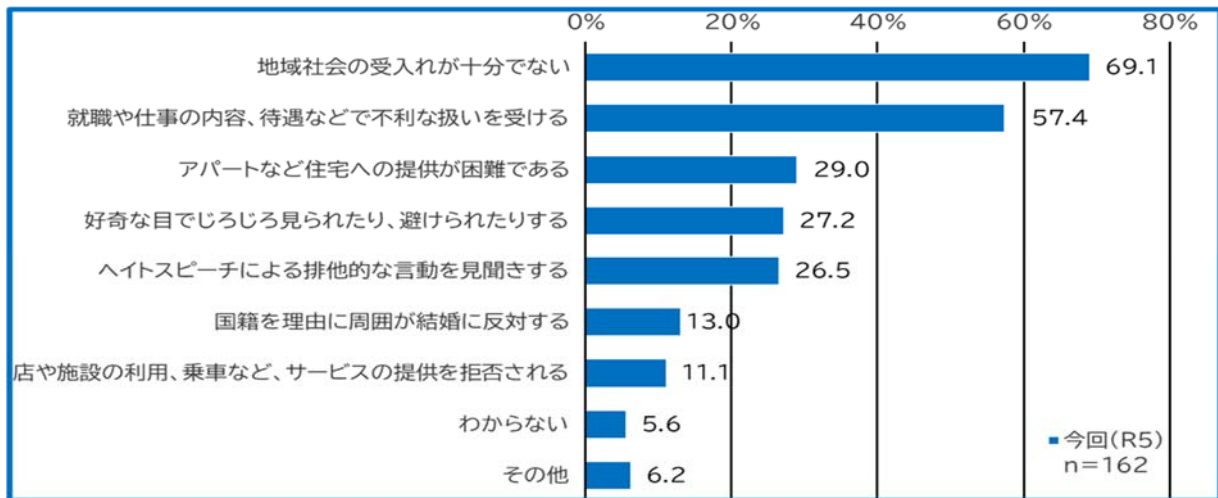
本市では、日本語が分からない子どもたちが外国から小中学校に編入してくると、NPO 法人派遣による日本語教師が指導にあたっています。また、現状を正しく理解するため、市民や市内の教職員を対象とした講演会を開催し、子どもたちが抱えている問題や具体的な支援内容について、外国にルーツのある子どもたちを支援する NPO 法人の代表者による話を聴くなどの取り組みも進めています。

本市はこれらの取り組みを継続・推進し、様々な悩みや問題を相談できる体制を設けること、在留する外国人が心身ともに豊かな暮らしを送ることができる地域社会をつくることなど、受け入れ環境の整備を進めていきます。そして、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化や違いを認め、尊重し、共に生きていく多文化共生のまちづくりを進めます。

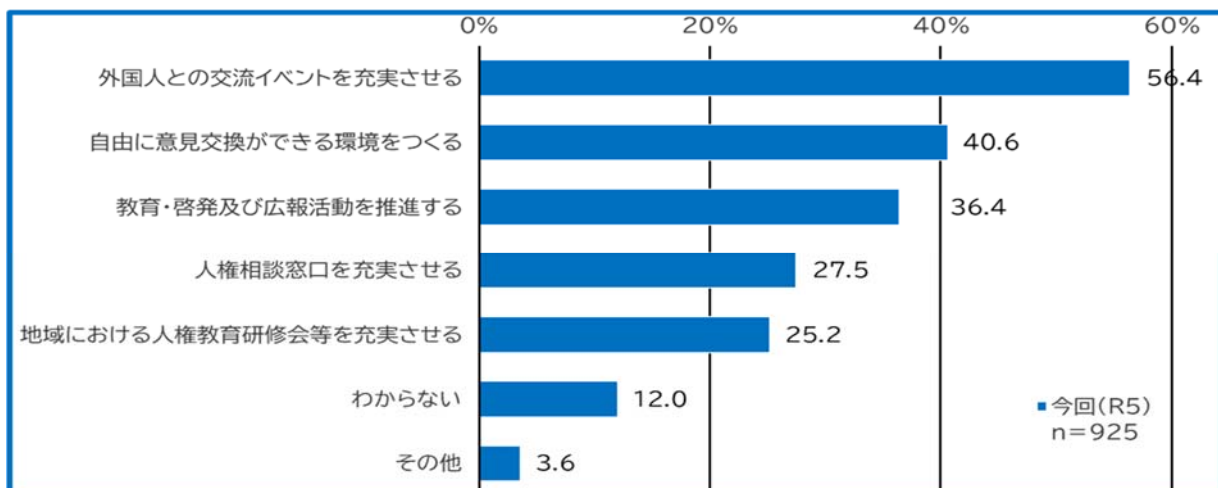
（外国人の人権は尊重されていると思いますか）



(どのようなことに対して外国人の人権が尊重されていないと感じますか)



(外国人への差別の解決にはどのようなことが必要と思いますか)



LGBTQ+（性的少数者）をめぐる人権

【背景・経緯】

人間の性（セクシュアリティ）は、生物学的特徴による身体の性（生物学的性）、自己がどのように自身の性を認識しているか（性自認）、自己の恋愛や性愛がどのような対象に向いているか（性的指向）の3つの要素で構成されます。LGBTQ+は性的少数者を表す言葉で、L（レズビアン）は女性の同性愛者、G（ゲイ）は男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）は両性愛者、T（トランスジェンダー）は身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持ち、心の性と一致する性別で生きたいと望む人を指します。Q（クエスチョニング）は自身の性や性的志向が定まっていない人、+（プラス）は前述以外の多様な性のあり方を包括したプラス

アルファを示しています。性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。

平成 16（2004）年に『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』が施行され、性別適合手術を受けているなど一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更することができるようになりました。さらに、平成 20（2008）年には、同法が改正され、戸籍上の表記などを変更できる条件が、「現に子がいないこと」から、「未成年の子がいないこと」に見直されました。

また、「同性パートナーシップ制度」が平成 27（2015）年 4 月に東京都渋谷区で初めて導入されて以来、導入する自治体が徐々に増えてきており（令和 6（2024）年 6 月時点、全国で 459 の自治体が導入）、制度が導入された自治体では、同性カップルのパートナーが病院で手術する際のサインや、同性カップルが住居の賃貸契約において共同で署名することが可能になるなど、同性カップルが日常生活を送るうえでの支援の一助となっています。一方、国際状況を見てみると、令和 6（2024）年 6 月時点で 34 の国と地域が同性婚を認めており、その多くが同性パートナーシップ制度を経て、同性同士の結婚が実現されました。

教育面においては、平成 22（2010）年 4 月に文科省より性同一性障害に係る児童生徒について、その心情などに十分配慮した対応を要請する事務連絡が全国の国公私立の小中高校などに出されました。その後、平成 27（2015）年 4 月には、文科省より性的指向や性同一性障害など幅広い性的少数者の児童生徒に配慮を求める通知が出され、該当児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められるなど、小中高校などでの取り組みも進められています。

※人の性は多様性に満ちており、LGBTQ+ 以外にも様々な性的少数者がいますが、ここでは性的少数者全体を表す言葉として一般的に使用されることが多い LGBTQ+ を使っています。

【現状・課題】

性同一性障害は生物学的な性（身体の性）と自己認識の性（心の性）が一致しない状態を指し、これに対する市民の理解が求められています。性同一性障害者は日常生活の多くの場面で、奇異な視線や精神的な苦痛を受けることがあります。また、自認する性での社会参加、特に就職が難しいという問題も抱えています。これらは社会の無理解や偏見によるもので、差別や不利益を受ける状況が続いています。

若年層の場合、当事者が性同一性障害についての正しい知識を得る機会が不足しています。そのため、自分の性について違和感を抱え、誰にも相談できずに自分が異常だと感じ続けてし

まうことがあります。さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうこともあります。性同一性障害に悩む人々の相談先の情報もまだ十分ではないため、精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

また、性的指向に対する偏見や差別は、社会生活の様々な場面で発生しています。しかし最近では、テレビで LGBTQ+ についての特集番組が組まれたり、ドラマが放映されたりすることで、理解が進んできています。令和 5（2023）年 10 月に最高裁判所大法廷がトランスジェンダーの法律上の性別認定の条件として断種手術を課す国内法を違憲と判断した件や、同性婚をめぐる訴訟など、LGBTQ+ 関連の裁判例も積み上がってきました。

市民が LGBTQ+ について正しく理解し、認識を深めるためには、関係機関と連携し、研修会や人権教育・啓発に取り組む必要があります。本市はこれまでも、LGBTQ+ に関する人権問題についての講演会や職員研修、人権教育・啓発資料の配布などを実施してきました。また、市役所庁舎や公共施設に「だれでもトイレ」の表示を設置し、選挙の入場券から性別欄の記載をなくすなどの取り組みも行ってきました。

なお、本市では令和 5（2023）年度から「合志市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を運用しており、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるよう支援することで、心豊かに生きる「自己実現」が可能な「多様な人々が、自他とともに大切にするまち合志」を目指しています。

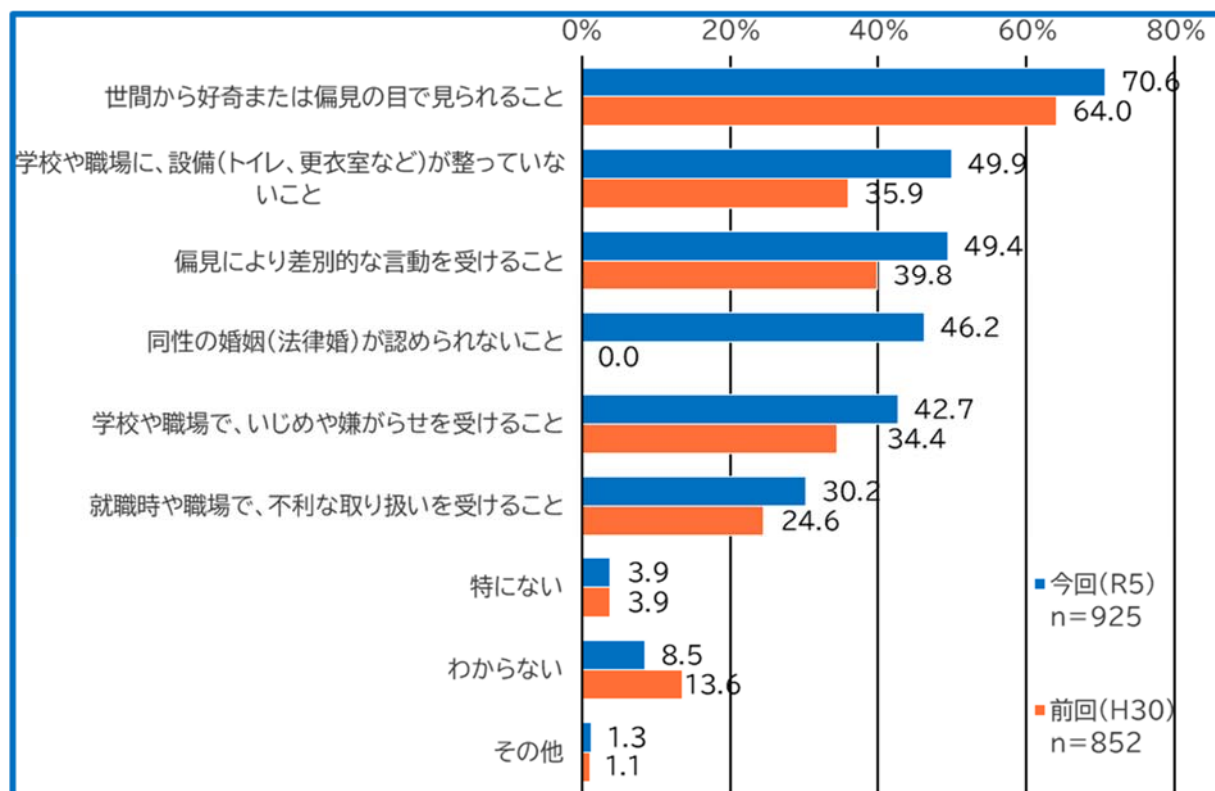
【今後の取り組み】

令和 5 年度アンケート調査における「LGBTQ+ に関する人権問題が発生していると思うか」という質問に関する回答では、「世間から好奇心や偏見の目で見られること」が 70.6%（前回 64.0%）、「学校や職場での設備（トイレ、更衣室など）が整っていないこと」が 49.9%（前回 35.9%）、「偏見による差別的な言動を受けること」が 49.4%（前回 39.8%）、「同性婚（法律婚）が認められないこと」が 46.2%となっており、上位を占めています。これらの結果を踏まえ、性同一性障害者などに対する偏見や差別的言動をなくすためには、性的少数者への支援活動を行っている団体と連携し、当事者の意見や希望を聞きながら人権教育・啓発を進めることが必要です。

人間の姿、価値観、感情は人それぞれ異なります。同様に、セクシュアリティも多様です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることができる社会を目指すべきです。性の多

様性が日常化（当たり前になること）し、それが実現された合志市を目指して、引き続き人権教育・啓発を進めていきます。

（L G B T Q +に関する人権について、どのような問題が発生していると思いますか）



H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染症等をめぐる人権

【背景・経緯】

HIV 感染・エイズ、新型コロナウイルスなどの感染症では、ハンセン病と同様に、その病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、さらに家族が差別されることがあります。感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

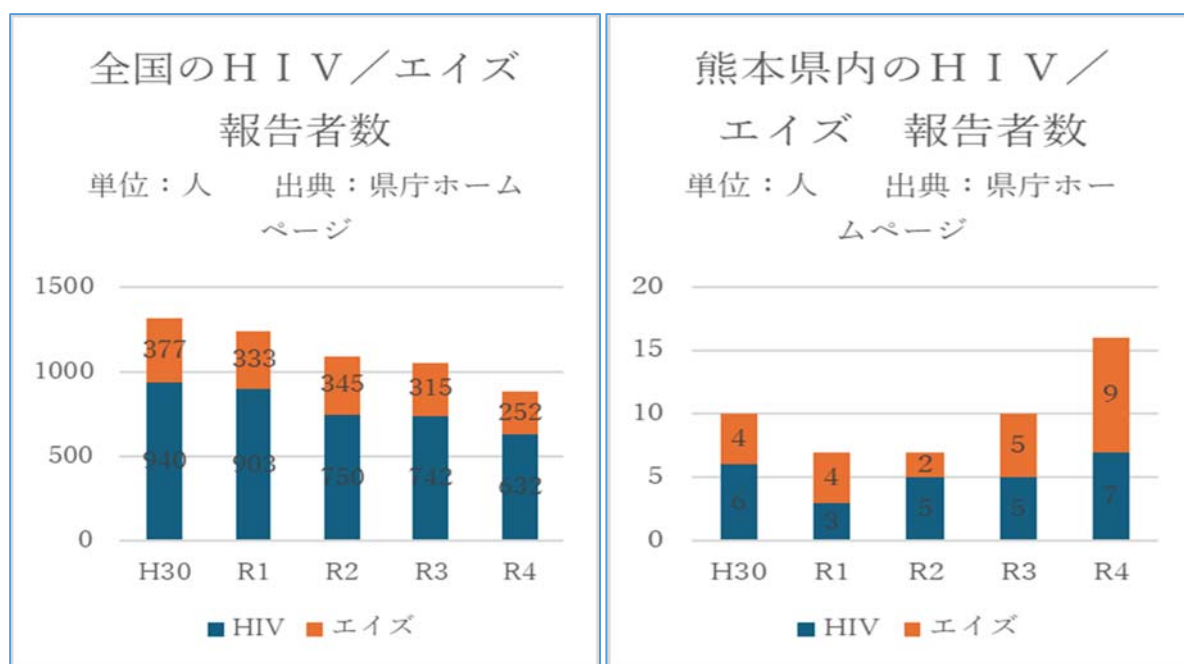
エイズは、HIV による感染症です。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症を抑え、感染する前とほぼ同様に生活することができるようになりました。HIV は感染力が弱いため、日常生活では感染することはありませんが、今でも感染経路に関する誤った知識や誤解から、就労をはじめ日常生活において、患者や感染者への偏見・差別がなくなっているとはいえません。

偏見や差別をなくすためには、周囲の私たちが HIV/エイズに関する正しい知識をもち、理解を深めることが大切です。

【現状・課題】

平成 30（2018）年～令和 4（2022）年までの感染状況を見ると、HIV 感染者及びエイズ患者の報告数は全国では減少していますが、熊本県では増加しています。

（全国・県内の HIV/エイズ報告者数）



県内の保健所では、HIV 抗体検査を無料・匿名で実施しています。患者の早期発見や早期治療につなげるため、全保健所で月 1 回程度の相談・検査体制がとられています。

本市では、平成 30（2018）年度の「人権フォーラム」において、HIV やエイズ問題をテーマにした研修会を実施しました。HIV に関する予防や治療といった医学的な正しい知識も含めて、市民一人ひとりが知識を深めていくことができる人権教育・啓発が求められます。また、令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症のパンデミックが起きた際は、啓発リーフレット「えがお」（全戸配布）、菊池恵楓園園長による一問一答形式の啓発チラシ（全戸配布）、「ストップ！コロナ差別」に係る市ホームページ記事・ポスター・市公用車マグネット、「人権フェスティバル」での「コロナと人権」オンライン講演などにより啓発を行いました。

【今後の取り組み】

学校教育の現場や生涯学習の分野において、関係機関や民間団体などと連携し、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、HIVをはじめ様々な感染症に対する正しい知識や予防法の啓発に努め、偏見や差別意識を低減・解消するよう人権教育・啓発を進めていきます。

労働者の人権

【背景・経緯】

職場のハラスメントには主に、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、妊娠・出産に関するハラスメント（マタハラ）があり、これらは三大ハラスメントと呼ばれています。加えて、近年では不当な要求、暴言、暴力行為といったカスタマーハラスメント（カスハラ）が表面化しています。

これらのハラスメントは、従業員の心身に深刻な影響を与え、健康にも大きく関わる重大な問題です。企業にとっても、職場環境の悪化や生産性の低下、人材流出などを招き、その損失は計り知れません。特にセクハラやマタハラについては、性別役割分担意識に基づく言動が要因となることもあるため「女性である」ことで受ける被害も多く、働く女性にとって切実な問題となっています。また、3大ハラスメントを含む職場の「いじめ・嫌がらせ」に関する都道府県労働局への相談件数も年々増加しています。

一方、日本労働組合総連合会（連合）が令和元（2019）年に実施した調査によると、職場でハラスメントを受けたことがある人（全体の38%）のうち44%が「誰にも相談しなかった」と回答し、相談しなかった主な理由は「相談しても無駄だと思ったから」としています。

このような背景を踏まえ、令和2（2020）年6月に「労働施策の総合的な推進並びに法改正が行われ、職場のハラスメント対策が強化されました。令和4（2022）年4月からは、パワーハラスメント防止の取り組みをすることが全事業主に義務化されました。

【現状・課題】

相談体制の整備はハラスメントの予防や事後対応のためにも重要な役割を果たすことからハラスメント対策の措置義務のひとつとなっており、相談窓口の設置および周知、相談窓口担当者が適切に対応できるようにすることが求められています。併せて、その実効性の確保について留意する必要があります。

相談窓口の設置にあたっては、相談内容の秘密が守られることや相談者が不利益な取扱いを受けないことが必要であるため、相談窓口の中立性・公正性が求められるほか、十分な周知も必要です。従業員が毎日利用する場所（トイレや休憩室等）や閲覧サイトなどに掲示し、プライバシーの確保や相談により不利益な取扱いを受けないことを併せて記載するなど、誰でも安心して相談できるよう配慮することが重要です。また、担当者が適切に対応できるよう、相談マニュアルの作成や定期的な研修等を行い、人事担当者などとも連携がとれるような体制づくりが必要です。

【今後の取り組み】

令和 5 年度アンケート調査では、「日本における人権について特に関心があるもの」として 47.8%が「労働者の人権（セクハラ・パワハラ等）」を挙げ、市民の関心が大変高いことが判明しています。

本市では、指導員による人権出前講座として市内企業や職場内における人権講座を実施しています。また、市役所開庁時間に窓口相談対応も行っています。状況に応じて労働基準監督署や法務局などと連携しながら、今後も事案に応じた対応をしていきます。

その他の様々な人権課題

（ア）刑を終えて出所した人たちの人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人たちへの偏見や差別は、根強いものがあります。就職や住居の確保における不当な差別的取扱いなど、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。そのような中で、再び罪を犯してしまうケースが後を絶ちません。また、刑を終えて出所した人たちの家族への偏見や差別も深刻です。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」では、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を掲げ、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動を展開しています。また、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月施行）」に基づく「第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月策定）」では、7つの事項を重点課題（①就労・住居の確保等 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等 ③学校等と連携した修学支援の実施等 ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 ⑤民間協力者の活動の促進等 ⑥地域による包摂の推進 ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等）として掲げ、各種施策が進められています。

刑を終えて出所した人たちが、安心して生活していくためには、法務局や、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた保護司及び更生保護団体との連携により、本人の更生意欲を高めることと併せて、自立ができるよう、また、家族の人権が侵害されることのないように、家庭、職場、地域での人権意識を高める啓発・教育の推進が必要です。

(イ) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者及びその家族は、犯罪行為により、生命、身体、財産などの直接的な被害を受けるだけでなく、その後も、ショックによる心身の変調、失業や治療費負担など経済的問題、一部の過度な報道などによるプライバシーの侵害、周囲の誤解や偏見による社会的孤立や心ない中傷などの二次的被害に苦しめられる場合があります。

平成 17（2005）年、犯罪被害者などの権利利益の保護を図ることを目的として、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「犯罪被害者等基本法」が施行されました。これを受けて、国は同年「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

犯罪被害者などの問題に対する社会的関心が高まる中、犯罪被害者保護法の施行、被害者参加制度(*10)の導入、犯罪被害者給付金制度の改正など、犯罪被害者などの保護や救済が図られています。

これらの制度面の改革に並行して、社会全体で二次的被害を防止するための取り組みが必要です。二次的被害の要因の一つでもある憶測や誤った情報、周囲の興味本位の誤解や偏見が、いかに犯罪被害者を傷つけてしまうことになるのか、私たちは、犯罪被害者の立場を十分に理解し認識しなければなりません。

安心して生活できる地域社会づくりを推進するため、あらゆる機会、手法を通して啓発に取り組めます。

(ウ) 難病等をめぐる人権

難病などに罹患している人の中には、病気の原因が不明で治療法も確立されてなく、生涯、治療を続けなければならない人もあり、経済的・精神的な負担や、介護など家族の負担が大きいものもあります。

また、難病は、個人差が大きく種類も多くあり、一見では分かりにくい場合があります。

そのため、病気に対する理解が、市民の中には行き届いておらず、心無い言葉や、暴言をかけられることがあり、大きな心の負担を強いられています。また、学校生活や就職及び地域社会の中において、偏見や差別を受けるケースも後を絶ちません。

罹患した人たちが、安心して生活できるよう、私たちは、理解を深めるための人権啓発活動や交流活動など、人権教育の推進がより必要となっています。

(エ) 大規模自然災害と人権

平成 23（2011）年の東日本大震災や平成 28（2016）年の熊本地震をはじめ、令和 6（2024）年の能登半島における大地震や集中豪雨など、大規模な自然災害は日本各地で毎年発生し、甚大な被害が出ています。その中で、障がい者、高齢者、こども、外国人、病気療養中の方などにとって、災害による被害はもとより、避難生活から生活再建まで、人権侵害の状況はより大きく深刻になっています。

特に東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害でした。地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとしました。また、この原発事故に伴う風評に基づく偏見や差別が今なお懸念されています。このようないわれの無い偏見や差別は、被災者の方々の尊厳を傷つけるもので、断じてあってはならないことです。

相手の立場に立ち、思いやりをもって行動することが大事であることはいうまでもありませんが、この種の風評を払拭するためには、この問題に対して正確な知識を持ち、正しく理解することが必要です。

(オ) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道及び樺太・千島・本州北端に先住し、独自の文化を発展させてきました。しかし、明治時代になると同化政策の結果、土地を取り上げられ、アイヌ語や今までの生活習慣を禁止されたり、当時、主食であったシカの捕獲やサケ漁などを制限され、貧困を余儀なくされたりしました。さらに、アイヌの人たちに向けられた偏見や差別は、今もなお続いています。

そのような中、平成 20（2008）年には、国会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。これにより、日本政府が公式にアイヌ民族を先住民族と認めたことになりました。

また、政府は「アイヌ政策推進会議」を開催し、検討を経て「アイヌの人々が尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下アイヌ新法）を平成 31（2019）年 4 月に成立させました。

このアイヌ新法の基本理念において、第 3 条第 1 項で、「アイヌ施策の推進 は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行わなければならない。」また、第 4 条では、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利侵害する行為をしてはならない。」と謳っています。

今日、依然としてアイヌ民族に対する偏見や差別が根強く残っている状況の中、私たち一人ひとりが、その文化、民族性を理解し、その生き抜いてきた歴史及び現状を知り、偏見・差別をなくしていくための人権啓発・教育が必要です（令和 2（2020）年、アイヌ文化の復興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業し、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる場となっています）。

その上で、アイヌの先住民の方が、アイヌとして生きていける社会が早期に実現するように、私たちは努力していかなければなりません。

（カ）拉致被害者等の人権

平成 14（2002）年に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

この問題に対する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務などが定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。平成 30（2018）年の米朝首脳会談などにより国際的に関心の高まった時期もありましたが、国家間の協議は進まない現状であり、いまだ解決には至っていません。

その一方で、在日朝鮮人の人々に対するヘイトスピーチ、嫌がらせなどの問題も発生しています。

本市は今後も、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次被害防止のため、この問題を市民が正しく理解し、認識を深めていくよう国や県と連携して市民への啓発活動に取り組みます。

(ア) ～ (カ) 以外にも、吃音（きつおん）や斜視の人などへの誤解・無理解、ルッキズム（外見至上主義）による差別的言動など、偏見・差別、いじめなどは形を変えて繰り返されています。本市では、啓発活動により、「知る」ことから始め、「自分もいつ同じことになるか分からない、お互い様のこと・自分事である」という認識や理解を市民が共有し、互いに思いやり、助け合う地域社会の構築を目指します。

5 人権教育・啓発の取り組みの方向

すべての人々の人権が大切にされる社会をめざして、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場所や機会において、令和 5 年度アンケート調査の結果や、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、人権教育・啓発を推進していきます。

(1) 人権教育

① 就学前教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培い育むうえで、極めて重要な時期です。無償の愛情を受けて育てられる中で、自他の命の大切さに気づき愛情を感じ、相手を思いやる気持ちを育てるなど、人権を尊重する精神の芽生えが、感性として育まれるように努めることが大切です。

そのため、動物と触れあったり、周囲と一緒に世話をしたりすることで、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、他人の気持ちに気付いたりすることができる教育が重要です。

また、人間関係をよりよく形成するためには、友だちと仲良く生活する中にもルールがあることを理解させることが大切です。幼児の発達段階に応じて、何が良くて何が悪いのかを考えさせながら、好きなことをするだけではなく、我慢する心の育成など成長に必要な事柄を経験させることも大切です。

加えて、保育者の言動がこどもに与える影響が大きいことから、適切な指導がなされるよう、保育者自身の豊かな人間性や専門性の確立などを目指し、研修の一層の充実を図ります。

地域の実態やこどもの生活背景、親の姿に学びながら、こどもの個性や気持ちも大切にして、こども自身の「育つ力」を伸ばすという視点に立ち、こども・親・保育者がそれぞれの思いを認め、尊重し合い、信頼し合い「人権を大切にする心を育てる」保育に努めます。

② 学校教育

現代社会を生き抜いていかなばならないこどもたちに必要なのは、自分自身で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけること、言い換えると「生きる力」を身につけることではないでしょうか。

また、自らを律しながら他の人とも協調し、人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むことも必要です。

もちろん、たくましく生きていくための心と体の健康や、それを維持していく力が必要なことは言うまでもありません。

こどもたちにとって必要な「生きる力」を育成するために、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育てながら、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実に努めます。

さらに、自分はもちろん他の人の生命や人権を尊重する心、平和を望み、追求する心、多くの文化を尊重する心を身につけるなど、豊かな人間性を育てる教育の推進を図っていきます。

また、人権をすべての教育活動の中心に位置づけ、学校長のリーダーシップのもとに推進体制の機能を強化し、「開かれた学校づくり」を家庭や地域社会と連携して進めます。

併せて、このような教育を推進していくために、教職員一人ひとりの人権意識の高揚を図り、専門的な知識、技能や実践に則した指導力が身につくように、より一層教職員のスキルの向上に努めていきます。

本市は、これまで取り組んできた人権教育の原点である「部落差別の現実学ぶ」とともに、学校、運動体及び地域との連携により、様々な課題を乗り越えてきました。

その成果を踏まえ、今日の国際的な人権に関する情勢も視野に入れながら、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題について、正しい理解と認識を深め、教育の力で差別をなくすよう、さらなる人権教育の推進を図っていきます。

③ 社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、企業や組織、団体など、あらゆる社会の場において人権教育・啓発を推進する必要があります。

また、生涯学習社会の構築に向けた様々な取り組みの中で、市民一人ひとりを対象とした取り組みを進めるため、社会教育施設を中心とした少数単位の人権教育・啓発を展開するとともに、学習環境の整備や内容の充実が求められています。その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を適切に示すことのできる人権感覚の育成に努めます。

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別をしないということを、親など養育者が日常生活のあらゆる場面において、こどもに自ら見せながら教えていく必要があります。そのため、養育者とこどもに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など就学前教育と学校教育との連携により、家庭教育支援を組織的に進めます。

また、人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、市民センターなどの社会教育施設、人権ふれあいセンター、合生文化会館、教育集会所を中心に、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取り組みを促進し、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、高齢者や障がい者などと、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

(ア) 市民センターなどにおける人権教育

人権ふれあいセンター、合生文化会館はもとより、市民センターなどにおいて、人権問題についての市民の正しい理解と認識を深めるため、人権講演会、学級講座など、研修を実施するとともに、広報などを通して市民の人権意識の向上に努めてきました。

今後も、より効果的で、市民の共感が得られるような工夫を凝らし、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、さらに創意工夫を図っていきます。

（イ）社会教育関係団体などにおける人権教育

P T A、女性団体、ボランティア団体などの社会教育団体は、地域を基盤に活動しており、思いやりや人権尊重に基づくその地域活動は、極めて大きな役割を果たしています。

このような社会教育関係団体などの学習に対して、身近な人権問題に関する学習情報の提供や人権教育・啓発冊子の配布など、必要な支援を行います。

また、人権学習の講師や助言者などについて、これらに関する様々な情報を提供するシステムを整備していきます。

合志市人権教育推進協議会では社会教育部会を組織しており、年 1 回の人権教育講演会において、市民の関心の高いテーマを題材に選定し、実施しています。令和 5 年度は「インターネットと人権」、令和 6 年度は「こどもの人権」をテーマに講演会を行いました。

（ウ）家庭・地域における人権教育

人権がお互いに大切にされる社会を構築するためには、市民一人ひとりが、生涯を通して自主的、主体的に学び、人権問題の理解と認識を深めることが重要です。

本市では、人権問題についての理解を深めるため、様々な図書や関係資料を、人権ふれあいセンター、合生文化会館、市民センターなどに備えて市民の自主的な人権学習を支援するとともに、いつでも学習できるように整備しています。

今後も、人権教育・啓発の手法を工夫し、市民のニーズに合った情報提供に努めるとともに、自発的な学習を支援するために啓発 D V D の無料貸し出しなどを行い、家庭や地域で人権問題についてより深く学び、語られるように努めます。

（２）人権啓発

① 啓発内容

人権についての啓発は、広く市民を対象に行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動など多岐にわたりますが、その目的は市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識をもつとともに、日常生活において自らの態度や行動に表れるようにすることにあります。

また、人権は市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。このため、啓発に当たっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する

必要があります。市民の考え方や人権問題のとらえ方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくりを進めることが重要です。

さらに、啓発の効果を高めるためには、その内容だけではなく、実施の方法についても、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが求められます。

(ア) 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解するよう促す必要があります。「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「部落差別問題」「女性の人権」「こどもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」「具体的には何が問題になっているのか」といった内容を、市民のすべての世代において、正しく理解・認識されるような啓発を進めます。

令和5年度アンケート調査で、「様々な人権問題の解決のために、どのようなことが必要と考えるか」という質問に対して、59.7%の方が「教育・啓発及び広報活動を推進すること」と答えています。また、アンケートでは、人権に関する講演会などに一度も参加していない人の割合が61.7%もありました。市民が参加しやすい・参加したくなる啓発行事のあり方を工夫する必要があります。このほか、市内企業や地域（高齢者サロンなど）に出張型で出向いての啓発、いわゆる出前人権啓発活動のなお一層の充実も必要です。

(イ) 人権意識の高揚

現状では、依然として様々な形で人権侵害が起きており、幸福追求や自己実現が不当に阻まれている人がいます。

その背景には、社会的孤立や貧困などの要因から、人の生命や人格を尊重する意識が薄れてきていることが要因として挙げられます。一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発が必要です。

また、日本では、何かにつけて同調性を重んじ、周りと異なる意見や人目に立つ行動を制限しようとする風潮があります。このことは、一体感やまとまりを保ちやすい反面、「違うものを排除する」という意識に流れがちな負の側面もあります。人に合わせるだけでなく、自分自身で考え判断する

という主体性のある考え方や生活態度を培い、一人ひとりの個性をお互いに尊重できるような啓発を進めます。

(ウ) 日常生活における態度や行動

一人ひとりがかげがえのない存在であり、人権が尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、日常生活において、自らの態度や行動に表れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事でなく、自分自身のこととして受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心、態度を醸成し、差別をなくし人権を尊重する行動が日常生活で実践できるような啓発を進めます。

② 啓発方法

(ア) 人権尊重の意識を高めるための講演会などの実施、人権啓発冊子などの配布

市民一人ひとりに人権尊重の理解を深めるため、多くの市民が参加できるよう講演会、シンポジウム、映画会などの研修会、学習会を実施します。

また、市民が、部落差別問題やハンセン病問題をはじめ様々な人権問題について理解を深められるよう、市民向けの分かりやすいパンフレットや人権啓発リーフレット「えがお」などを各世帯へ配布したり、市広報紙や市ホームページを活用したりして周知に努めます。

(イ) 年齢層に応じた啓発活動

就学前から小中学生、高校生、成人、高齢者まで年齢層に応じて、人権尊重の理解を深めるよう、分かりやすい教材や資料を活用し、身近な人権課題を考え、人権を大切にする行動ができる人を育て、支え合う人の輪を広げるための工夫を凝らした啓発活動を進めます。

(ウ) 具体的な事例を活用した啓発活動

人権というと、堅苦しく難しいと思われがちです。人権は自分自身の問題であるという認識を広めるため、身近で具体的な人権課題を取り上げながら、講演のあり方や啓発リーフレットなどの内容を工夫し、市民の理解を深めていく必要があります。

(エ) 参加型、体験型の啓発活動

市民が受け身ではなく、人権啓発に主体的に参加し考え、具体的な行動につながるよう進めなければなりません。そこで、市民自ら人権課題の解決のために、できることから行動できる人となるよう出前人権啓発講座や、参加型・体験型のワークショップ方式による学習会など、主体的な行動が身につくような啓発活動を実施します。

（オ）地域交流を通じた啓発活動

人権を尊重し、住みよい社会をつくり上げるためには、市民がお互いに違いを認めて支え合いながら、一人ひとりが大切にされる地域（ふるさと）、社会になるように啓発活動を進めていく必要があります。

このことを実現するために、人権ふれあいセンターや合生文化会館を拠点として、市民の交流やボランティア活動を推進していきます。

なお、現在、人権ふれあいセンターや合生文化会館では、学級講座、相談事業、地域行事など多くの地域交流活動を行っていますが、今後も、実績を踏まえて、より一層の活動を推進していきます。

（３）人権に関わりの深い職業に従事する人などに対する人権教育・啓発

人権教育・啓発を進めるうえで、市民に対するサービスの直接の担い手である公務員、学校、企業、医療や健康に関わる職業、市民と接する機会の多い職業に携わる人たちなど、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修などの取り組みが、より重要になります。

そのために、本市の人権教育推進協議会を中心とした活動の中に、様々な分野の各機関・団体の参画を図り、人権尊重の視点や視野を広げ、すそ野を広げてネットワークをより充実させ、各機関、団体など、互いに連携した取り組みを進めていきます。

① 保育園（所）・幼稚園・学校教職員

保育園（所）、幼稚園、学校の教職員が、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、幼児、児童、生徒の実態や発達段階に応じた指導が進められるよう、人権教育を中心とした内容の研修などを、職場の内外で実施します。

また、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題について理解と認識を深め、各々が、実践していく力をより高めることができるための研修を検討・企画し実施していきます。

教職員が様々な人権問題に関する研修に参加することは、自らの人権意識の高揚を図るとともに、人権が保障された教育環境を確保するために、極めて重要なものです。

今後も、人権問題に対する理解と認識をより深めていくために、保育園（所）、幼稚園、小中学校内での研修をはじめ、様々な学びの場を確保し、これを支援するとともに、その充実を図っていきます。

② 企業

それぞれの企業活動の主たる目的が、利潤の追求にあるのは当然ですが、現在、以前にも増して企業としての社会的責任が問われています。地域社会の構成員であるという観点からも、人権問題へのより積極的な取り組みが求められています。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントや LGBTQ+（性的少数者）などに関する人権問題などに対し、時代に即した人権教育・啓発が重要であり、企業においてもより積極的に進めていく必要があります。

また、人権問題の正しい理解と認識を深めるためにも、研修会のあり方、内容、資料、講師など、研修会に関することについて、連携を図りながら企業における人権教育・啓発の推進を支援していきます。

③ 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師など、医療関係に携わる人は、診察、診断、治療、相談などを通して、市民の生命、健康や生活に、直接かかわっています。

医療機関利用者の一人ひとりの人権を尊重するとともに、医療に携わる人の人権意識をより向上させるため、それぞれが加盟する医療関係機関や団体を通じて、人権に関する研修の機会が持たれるよう、そしてその機会が充実するよう積極的に働きかけを行います。

④ 福祉関係者

障がい者、高齢者、こどもなどが利用する福祉施設、医療関係施設の職員や地域における福祉の相談窓口となる民生児童委員、介護業務に携わるホームヘルパーなどは、その施設や窓口などの利用者が公平で公正な待遇を受けることができるよう、きめ細やかな配慮が必要です。

今後もさらに、福祉施設、医療関係施設などの職員や福祉に携わる職員が、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養うことができるよう、人権教育・啓発の推進を図っていきます。

⑤ 市職員

市役所では、部落差別問題を重大な社会問題として捉え、職員一人ひとりが自らの課題として理解と認識を深めることができるよう、研修会の実施や講演会、大会などへの参加を推進してきました。

また、すべての人の人権を尊重する社会を実現し、人権文化を創造するためには、市の新規採用職員から管理職まですべての職員が、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題に関し理解

と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って、それぞれの職務を遂行していく必要があります。

さらには、部落差別問題を人権問題の重要な柱として捉えると同時に、ハンセン病、水俣病、こども、女性、高齢者、障がい者、LGBTQ+（性的少数者）をめぐる人権問題など、あらゆる人権問題の解決につながるように研修体系に沿った取り組みを進めていくことも重要です。

今後も人権問題を市職員の様々な研修の中で重要な研修項目のひとつとして充実させるとともに、職員への情報提供、政策への提言、職場環境の整備などあらゆる機会をとらえて、職員の人権意識を高め、日々の業務はもちろん種々の行政施策へ具体的に反映できるような認識を持てる職員の育成に努めていきます。

6 人権教育・啓発施策及び体制

(1) 人権が尊重される社会づくりの推進

人権について、基本的な知識だけでなく、日常生活の中に人権が根付き、さらに人権問題の解決に向けた主体的、具体的な行動につながる人権教育・啓発を推進します。本計画の具体的な取り組みについては、「人権が尊重される社会づくり」に位置づけた3本の施策の柱ごとに事務事業を実施していきます。

また、取り組みごとの数値目標設定及び進行管理については、本市総合計画の進行管理に連動させて取り組むこととします。

施策の柱 ① 人権尊重についての理解と相談体制の充実

市民一人ひとりの人権意識を高めるため、年齢や地域に応じた人権教育・啓発の推進を図るとともに、人権を尊重し、人権を守るため、様々な人権問題について、各関係機関・関係部署などと連携し、相談体制の充実を進めていきます。

施策の柱 ② 人権教育啓発活動実践の推進

各職場、地域、各機関・団体への学習活動の支援に取り組むため、身近な環境での学習会の推進を図ります。

施策の柱 ③ 男女共同参画社会の実現

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、年齢や地域に応じた男女共同参画を視点に置いたまちづくりの推進と、各職場、地域、機関、団体との連携を取りながら、講演会の実施や啓発資料の配布など、取り組みの推進を図ります。

(2) 人権教育・啓発実施体制

人権教育・啓発を推進するため、次のような条件整備に取り組めます。

① 推進体制の整備

(ア) 庁内における推進体制

庁内における人権教育・啓発推進体制を充実させ、全庁的に基本計画に基づいた人権教育・啓発を推進します。

(イ) 各機関・団体との連携による人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重の意識を身に付け、幅広く人権問題について考え主体的に行動することを目指します。

人権教育・啓発を推進する各機関・団体などがお互いに連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行います。

(ウ) 人権教育・啓発の推進などについて検討する組織

本市において、基本計画の進捗状況を把握し、取り組みを検証するとともに、社会の進展に伴って生じる人権問題に対応するため、合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり審議会及び合志市人権・同和対策連絡会議、合志市人権教育推進協議会などにおいて検討を行います。

② 調査・研究の実施

社会情勢の変動により、人権をめぐる状況は変化し、市民の意識も変わってきています。効果的な人権教育・啓発を進めるためには、市民の意識や学習ニーズ、現在の課題などを的確に把握する必要があります。

そのために、人権意識に関する市民アンケート調査を5年ごとに実施し、併せて様々な人権問題についての研究を行い、今後の人権教育・啓発の実践に反映する取り組みを進めます。

③ 教材・学習プログラムの開発

学習者の学習ニーズや課題に関して、書籍や視聴覚教材など、様々な教材市民が自由に活用できるよう整備し、人権問題を身近な問題としてとらえることができるよう、教材の研究とその活用を行います。

さらには、人権問題を自らの問題として解決する力を育むため「ワークショップ」などの参加体験型の学習会をはじめ、様々な形態の学習プログラムを開発し活用していきます。

④ 身近な指導者の育成

人権教育・啓発を推進するためには、身近なところで活動する地域リーダーの役割が大切です。各種団体・機関の代表者や人権擁護委員、人権問題に関する有識者などの人材を地域における人権教育・啓発活動の核として位置づけ、育成に努めます。

⑤ 各種メディアの活用と連携

人権教育・啓発を進めるうえで、メディアの果たす役割が大きいことから、新聞や放送などの各種メディアに対し、人権に関する情報を積極的に提供していきます。

また、市広報紙や市ホームページを活用し、人権に関する情報の掲載を積極的に行うとともに、講演会や研修会への呼びかけや、「人権週間」「ハンセン病を正しく理解する週間」など啓発強化期間の広報活動を積極的に行います。

⑥ 「合志市人権教育・啓発基本計画」の見直し

現代社会はインターネットの普及も相まってめまぐるしく変化しており、様々な環境において新たな人権問題が発生する危険性があります。

そのような中で、人権教育・啓発は、長期的、継続的に取り組んでいくことが重要であり、推進状況と成果を見極めながら、社会状況の変化などを考慮しつつ、本計画を基に推進していかなければなりません。

本市においては、合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり審議会の意見により、「人権意識に関する市民アンケート調査」を、5年ごとに実施しています。この調査は、市民の人権に関する意識を数値化し、市が実施する人権教育・啓発に関する事業の成果と課題を明らかにすることを目的としています。

併せて、本計画を時代の変化に対応するため、5年を目途に見直しを行なっています。

（用語の解説）

*1 宿泊拒否事件

平成15年（2003年）11月、熊本県が実施した「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

*2 国立療養所菊池恵楓園

明治40年（1907年）の「癩予防二関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年（1909年）、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

*3 もやい直しセンター

水俣・芦北地域の再生振興と地域住民の「もやい直し」（人と人との絆を結び直すこと）を進める拠点として整備された施設のことです。平成9年（1997年）から平成10年（1998年）にかけて、3つの施設が建設され、人々の交流の場として、また、保健・福祉の活動拠点としても利用されています。

*4 水俣市立水俣病資料館

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年（1993年）1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

*5 国立水俣病情報センター

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年（2001年）に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学術交流等のための会議の開催等を行っています。

*6 ユニバーサル社会

年齢、性別、国籍、障害の有無など、あらゆる違いに関わらず、すべての人が平等に人権を尊重され、社会のあらゆる活動に自由に参加できる社会のことを指します。

*7 ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

*8 リハビリテーション

障がいのある人が、再び自分らしい生活を送れるように、医学的、社会的、職業的な側面から総合的に支援する活動のことを指します。

*9 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション

障がいのある人が社会の中で、障害のない人と同じように情報を取得し、利用し、コミュニケーションを取ることができるようにするための取り組みです。

*10 被害者参加制度

犯罪被害者やその遺族が刑事裁判に参加し、意見陳述や被告人への質問などを行うことができる制度です。この制度は、被害者の権利保護と裁判への関与を強化するために設けられています。

日本国憲法（抄）

（昭和21年11月3日）

施行 昭和22年5月3日

日本国憲法

（略）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例

平成18年2月27日

条例第119号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するものとする。

（市民の責務）

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

（市の施策）

第4条 市は、差別をなくすために必要な社会福祉の増進、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策を各種関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種関係団体と協力関係を密にし、人権教育の推進を図るとともに啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

（相談体制の充実）

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、人権に関する相談に的確に応ずるための体制の整備に努めるものとする。

（計画の策定及び調査の実施）

第7条 市は、差別をなくすための施策を推進するために、必要に応じて合志市人権教育・啓発基本計画を策定するものとする。

2 市は、前項の計画の策定のため、必要に応じて人権に関する調査を行うものとする。

（推進体制の充実）

第8条 市は、第4条に規定する市の施策を効果的に推進するため、各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第9条 市は、第4条に規定する市の施策の重要事項を調査審議するため、合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則(令和2年3月9日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

世界人権宣言

[1948年12月10日 第3回国際連合総会：採択]

前 文 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えたと否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条 すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。